

# 証拠性とモダリティーをめぐる諸問題 —特に‘I-더-’を中心に—

高地朋成  
又松大学校

## 1. はじめに

本稿は現代朝鮮語(以下、「朝鮮語」)のモダリティー(modality)<sup>1)</sup>を扱う研究の一部であり, ‘I-더-’<sup>2)</sup>を考察対象とし, 証拠性(evidentiality)<sup>3)</sup>とモダリティーをめぐる問題について焦点を当てるものである。

近年, 類型論研究の一環として諸言語における証拠性に関する議論が活発に行われておき, 송재목(2009)のように, 朝鮮語にも文法範疇としての証拠性を設定しようという見解が発表されている。朝鮮語において証拠性の機能を持つ各種の文法形式が存在することは認めるものの, 文法範疇としての証拠性を設定することに関しては懐疑的な立場を示す研究者が少なくない。

本稿は機能的な側面から証拠性とモダリティーの関係性を考察することが主な目的であるため, 朝鮮語において文法範疇としての証拠性を設定するか否かについては今後の課題として残し, これに関する積極的な議論は展開しないことにする。

先行研究では, ‘I-더-’それ自体の機能的特徴の解明に焦点を当てた考察が活発に行われてきた。本稿では先行研究による研究成果を土台に, 一部のムード形式<sup>4)</sup>と‘I-더-’との結合現象に焦点を当てた考察を行う。当該のムード形式と‘I-더-’との結合成立の是非及びその原因について考察することで, ‘I-더-’の特徴を把握するための一助となるような結果を提示することを目的とする。

まず第2章では, ‘I-더-’の機能的特徴に関する先行研究の見解について概観し, 各見解の妥当性について検証を行うことにする。続いて第3章では, 幾つかのムード形式との結合の是非について考察を行い, 結合成立の可否の原因解説を試みる。また第4章では, モダリティーとの関連における‘I-더-’の役割について検討し, 最後に第5章では, 今後の課題について言及することにする。

本稿は実際の言語資料に基づいた考察を行うため, 韓国の国立国語院(국립국어원)が開発したコーパスである21世紀世宗計画(21세기 세종계획)やニュース記事から得た例文を根拠に議論を展開することを原則とする。しかしながら, 適切な例文が見つからなかった場合に限り, 朝鮮語インフォーマントの協力を得た作成した例文を提示することにする。

## 2. 先行研究概観

‘I-더-’についての先行研究の見解は, 以下の(1)が示すとおり, 大きく2つに分けることが出来る。1つは, ‘I-더-’を認識的モダリティー(epistemic modality)<sup>5)</sup>の機能を持つ文法形式と見なすものである。もう1つは, ‘I-더-’を証

拠性の機能を持つ文法形式と見なすものである。最近では、‘I-더-’を証拠性の観点から考察する傾向にあると言える。以下では、(1)における先行研究による見解の妥当性について検証する。

### (1) ‘I-더-’についての先行研究の見解

番号	見解	先行研究
1	「過去知覚」を表すモーダルマーカー(modal marker) <sup>6)</sup> である。	장경희(1985)
2	「過去知覚, 新発見, 未知仮定」を表す認識的モダリティーの機能を持つモーダルマーカーである。	박재연(2006)
3	‘I-더-’について証拠性の観点から考察, 情報の源を直接的証拠とする特徴を持つ。	浜之上(1999)
4	「過去の感覚的観察」を表す証拠性のマークーである。	송재목(1998, 2009) 김진웅(2012)
5	証拠性のマーカーではあるが, 汎言語的な証拠性の文法形式が持つ特徴とは異なり, ‘I-더-’自体が特定の証拠の類型を明示するわけではない。	Lee(2011)
6	「意外性(mirativity)」と「直接的証拠」を表す文法形式である。	박진호(2011)

次の例文(2a~e)は, いずれも‘I-더-’が使用されたものであり, 発話時よりも過去のある時点において, 話し手が直接経験したことを振り返りながら聞き手に伝えている。したがって, ‘I-더-’が「過去知覚」もしくは「過去の感覚的観察」を表すと指摘している장경희(1985), 박재연(2006), 송재목(1998, 2009), 김진웅(2012)の考察は, 妥当であると言える。(2a~e)を見てみると, (2a)では話し手の聴覚, (2b)では話し手の視覚, (2c)では話し手の味覚, (2d)では話し手の嗅覚, (2e)では話し手の心理状態に対する観察を通じて得た情報に根拠を置いていることが分かる。話し手が過去のある時点において直接入手した情報に基づく言及を行っているため, ‘I-더-’が「直接的証拠」を表すと指摘した浜之上(1999)と박진호(2011)の考察もやはり妥当であると言える。

- (2) a. 언젠가 엄마가 이렇게 말하더군요. “현경아, 가끔은 바깥에서 네가 힘들다는 이야기를 듣는다. 힘들면 엄마에게 기대렴.”

<21 세기 세종계획/3BB00D06.txt>

いつだったか母がこんなことを言ってました。「ヒョンギヨン, 時々外でお前が大変だという話を耳にするよ。辛かったらお母さんを頼ってね. 」

- b. 물론, 처음부터 끝까지 다 보았는걸. 별로 긴장하지도 않고 썩 여유 있는 모습이던데. <21 세기 세종계획/4BE99003.txt>

勿論, 最初から最後まで全部見てたよ. 特に緊張もせず, やたら余裕のある様子だったよ.

- c. 어제 먹어 보니 맛있더라고요. <21 세기 세종계획/BRBD0065.txt>  
 昨日食べてみたんですが、おいしかったですよ。
- d. 나는 너의 산나물 무침이 제일 맛있는 것 같더라. 쫄깃쫄깃하고  
 賊賊하면서도 산냄새 진하게 나는 것이 정말 좋더라.

<21 세기 세종계획/BRGO0360.txt>

私はお前の山菜の和え物が本当においしいと思ったよ。もっちりとしていて、ちょっとしょっぱくて、山の香りが濃く漂うのが本当に良かったよ。

- e. 그 돈을 받아 들고 집으로 올 때는 날아갈 듯한 기분이었다.  
 정말로 얼마나 좋던지 남부러울 게 하나도 없더라.

<21 세기 세종계획/CH000051.txt>

その金を受け取って家に帰る時は、空を飛ぶような気分だった。  
 本当にどれほど気分が良かったことか、他人を羨むことが1つも無かったよ。

‘I-더-’は、過去のある時点における話し手による直接的経験に基づいた証拠を表すため、以下の例文(3)におけるBの発言(‘여기 비빔밥 맛있더라고요.’)は非文として判断される。

- (3) A: 이 식당 온 적이 있었어요?  
 B: 아니요, 처음인데요. \*여기 비빔밥 맛있더라고요. <作例, 非文>  
 A: この食堂に来たことがあるんですか?  
 B: いいえ、初めてですよ。こここのビビンバおいしかったですよ。

Lee(2011: 292-293)が指摘するように、‘I-더-’は特定の証拠の入手経路を提示しない<sup>7)</sup>。このことは先に示した例文(2a~e)において確認が可能である。すなわち、‘I-더-’は直接的証拠を示すものの、証拠の入手経路の提示については文脈に依存しているのである。

周知の如く、‘I-더-’には「過去」を表す‘III-ㅆ-’や「蓋然性」を表す‘I-겠-’<sup>8)</sup>の先行が可能である。Lee(2011: 293-295)では、‘III-ㅆ더-’及び‘I-겠더-’といった結合が、言及内容の事実性についての間接的証拠(indirect evidence)を基にした「推量」を表し得ると指摘し、これを根拠に‘I-더-’には認識的モダリティの用法があると主張している。この見解について考えてみよう。

以下の例文(4a, b)では、動詞の‘사다(買う)’にそれぞれ‘I-더-’または‘III-ㅆ더-’が結合している。(4a)では、「知り合いの学生が食費を節約し、流行の品物を買う」という場面を話し手が直接目撃し、それについて回想的に述べているものである。その証拠に、(4a)に‘내가 직접 봤으니 잘 알지。(私が直接見たからよく知っているよ。)’という文を付け加えた(4c)が、自然な文として成立する。一方の(4b)の場合、「나중에 보니(後で見ると)’という表現が共起していることから判断するに、「チエ・スンシルが家を買う」という場面を話し手が直接目撃したわけではない。(4b)では、「家の持ち主がチエ・スンシルになっている」という状況、すなわち「家を買う」という動作が実現することにより派生した状況(これを仮に「結果」と呼ぶ。)が述べられている。したがって、(4d)のような文は非文となる。

- (4) a. 내가 아는 한 학생은 매달 300 위안(4 만 5 천원)인 식비를 석 달 동안 아껴 한국에서 유행하는 통바지와 노란 통굽 신발을 산 뒤 나머지 50 위안으로 에쵸티 마크를 사더라.

<21 세기 세종계획/6BA02E37.txt>

私が知っているある学生は、毎月 300 元(4 万 5 千ウォン)の食費を 3か月間節約して韓国で流行している幅広のズボンと黄色い厚底の靴を買った後、残りの 50 元で H.O.T. のマークを 買っていたよ。

- b. K 스포츠재단 노승일 부장은 “나한테는 다 정리했다고 말해 놓고 나중에 보니 그 집들을 다 샀더라. 진짜 최순실답다고 생각했다”라고 전했다. <NEWSPIM(2017年3月11日)>

K スポーツ財団のノ・スンイル部長は、「私には全て整理したと言つておいて、後で見るとそれらの家を全部買っていたよ上。本当チエ・スンシルらしいなと思った」と伝えた。

- c. 내가 아는 한 학생은 매달 300 위안(4 만 5 천원)인 식비를 석 달 동안 아껴 한국에서 유행하는 통바지와 노란 통굽 신발을 산 뒤 나머지 50 위안으로 에쵸티 마크를 사더라. 내가 직접 봤으니 잘 알지. <作例>

私が知っているある学生は、毎月 300 元(4 万 5 千ウォン)の食費を 3か月間節約して韓国で流行している幅広のズボンと黄色い厚底の靴を買った後、残りの 50 元で H.O.T. のマークを 買っていたよ. 私が直接見たからよく知っているよ。

- d. “나한테는 다 정리했다고 말해 놓고 나중에 보니 그 집들을 다 샀더라. 집을 계약하려 갔을 때 나도 같이 있었으니 확실히 기억해.” <作例, 非文>

「私には全て整理したと言つておいて、後から見るとそれらの家を全部買っていたよ. 家を契約しに行った時に私も一緒にいたから, 確かに覚えている。」

(4a) と (4b) の違いは、次のように整理することが出来る。前者の場合、動詞の‘사다(買う)’によって表される動作が、話し手の観察領域内で実現している。一方、後者の場合、「買う」という動作実現後の結果が、話し手の観察領域内に存在しているのであって、「買う」という動作それ自体は、話し手の観察領域の外で行われたのである。よって、(4a)の場合、話し手は「買う」という動作が実現したことの証明する直接的証拠を有しており、(4b)の場合は間接的証拠を有していると言える。

次に、‘I-겠더라’の場合について考察してみよう。以下の例文(5a)では、動詞の‘사다(買う)’と‘I-겠더라’が結合しており、「買う」という動作の実現が蓋然的な状況にあったことを回想的に述べている。なお、「買う」という動作が、実際には実現しなかったという点は、例文(5b)と(5c)の比較を通じて理解することが出来る。

- (5) a. 그 동안 낸 축의금만 해도 내가 집을 사겠더라. 연예인이라 어쩔 수 없었다. <티브이데일리(2016年11月30日)>

その間出した祝儀金だけでも、俺が家を買いそ�うだったよ。芸能人だから仕方がなかった。

- b. 그 동안 낸 축의금만 해도 내가 집을 사겠더라. 결국 나에겐 집도 없고 남은 돈도 없어. <作例>

その間出した祝儀金だけでも、俺が家を買いそ�うだったよ。結局俺には家も無いし、残った金も無い。

- c. \*그 동안 낸 축의금만 해도 내가 집을 사겠더라. 그 때 계약한 집에 지금도 살고 있어. <作例, 非文>

その間出した祝儀金だけでも、俺が家を買いそ�うだったよ。あの時に契約した家に今でも住んでいる。

(5a)の場合、話し手は「過去のある一定の期間において出した祝儀金が相当の高額である」という事実を根拠に、「家を買う」という動作の実現が蓋然的であったことを述べている。(5a)の「家を買う」という動作それ自体は話し手の観察領域の外に存在し、「家を買う」という動作の蓋然性を認める根拠(相当の額の祝儀金を出したという事実)が話し手の観察領域内に存在しているのである。したがって、(5a)において、話し手は「家を買う」という動作の実現に関する間接的証拠を有していると言える。

上で考察したように、‘III-ッ더-’と‘I-겠더-’が用いられる場合、先行する動詞によって表される動作の実現に関する証明する間接的証拠を話し手が持っているという点において、Lee(2011)の指摘は的を射ている。しかしながら、‘I-더-’に認識的モダリティーの機能を認めることについて、本稿は懐疑的立場をとる。この主張は、以下の(6a～c)で示す事実に根拠を置く。

- (6) a. ‘I-더-’は、発話時と断絶した過去時における話し手の知覚を通じた直接経験に基づく言及内容の裏付けを行うのみであり、言及内容に対する話し手の主観的な蓋然性判断を表すわけではない。
- b. 一般的な認識的モダリティーの機能を有する文法形式とは異なり、‘I-더-’は副詞‘아마도(おそらく)’との共起が不可能である。
- c. 原則的に認識的モダリティーの機能を有する文法形式間の結合は容認されない。‘I-더-’が‘I-겠-’と結合が可能なのは、‘I-더-’が認識的モダリティーの機能を有していないからに他ならない。

まず(6a)についてであるが、証拠性と認識的モダリティーの区別を明確にするべきである。Palmer(1986)によれば、モダリティーは「命題に対する話し手の態度を表現したもの(expression of the speaker's attitude towards a proposition)」と定義される。認識的モダリティーは、モダリティーの下位範疇の1つであり、「命題に対する話し手の主観的判断」を表すものである(Hoye 1997: 43)。またde Haan(2005: 380)によれば、証拠性が証拠について「言及する(assert)」ものであるのに対し、認識的モダリティーは証拠について「評価する(evaluate)」ものであるため、両者は区別されるべきである。先の例文(2 a～e)及び(3)に関する考察から、‘I-더-’が発話時と断絶した過去時において、話し手が直接経験した事柄に根拠を置き、言及内容の裏付けを行うために用いられることは明らかであり、‘I-더-’は証拠について評価を行うために用いられていない。

(6b) の主張を裏付ける根拠として、以下の例文(7a)を提示する。副詞の‘아마도(おそらく)’は、言及内容の事実性に対する話し手の確信の程度を表し、これは‘I-겠-’や‘II-ㄹ 것이다’等の認識的モダリティの機能を持つ文法形式とよく共起する。もし‘I-더-’それ自体が認識的モダリティの機能を持つ文法形式であるとすれば、‘아마도(おそらく)’との共起関係が成立しなければならない。しかしながら(7a)が示すとおり、‘아마도(おそらく)’と‘I-더-’の共起は成り立たない。

- (7) a. \*아마도 비가 오더라도. <作例、非文>  
 b. 아마도 여자 주인공은 신데렐라가 된 듯한 기분이겠지요.  
 <21세기 세종계획/CK000143.txt>  
おそらく女主人公はシンデレラになったような気分でしょうね。  
 c. 이러한 일련의 종합적인 체계화가 후속된다면 토지기본법은  
아마도 가장 중요한 경제개혁 작업의 든든한 초석이 될 것이다.  
 <21세기 세종계획/2BA90A44.txt>  
このような一連の総合的な体系化が後続するとすれば、土地基本法はおそらく最も重要な経済改革作業のしっかりととした礎になるだろう。

(6c) で主張するとおり、一般に認識的モダリティの機能を持つ文法形式間の結合は容認されない<sup>9)</sup>。以下の例文(8a, b)が示すとおり、‘I-겠-’と‘II-ㄹ 것이다’の結合や‘II-ㄹ 것이다’と‘II-ㄹ 터이다’の結合は成り立たない。仮に‘II-더-’が認識的モダリティの形式だとすれば、他の認識的モダリティの形式との結合は成り立たなくて然るべきである。しかしながら、用例(8c~e)が示すとおり、‘I-더-’は、一部の認識的モダリティの機能を持つ文法形式に後続することが出来る。

- (8) a. \*아마 벌써 어머니가 집에 왔겠을 것이다. <作例、非文>  
 b. \*내일은 A조 학생들이 발표할 것일 터이다. <作例、非文>  
 c. 사실은 끊기는 고와요! 내가 남자라도 반하겠더라.  
 <21세기 세종계획/BREO0079.txt>  
実際、綺麗ではありますよ！私が男でも惚れちゃいそうだった。  
 d. 참 누이한테 가봐야겠어. 무척 아픈 모양이더군.  
 <21세기 세종계획/2CJ00001.txt>  
そうだ、お姉さんのところに行かなきゃ。とても具合が悪そうだったんだよね。  
 e. 너만 만나면 나의 그런 담담함이나 억울함이 풀릴 것 같더라구.  
 <21세기 세종계획/7BE03005.txt>  
お前にさえ会えば、私のそういった息苦しさや無念がおさまるような気がしたんだよね。

近年、박진호(2011)でも言及されているように、‘I-더-’については証拠性のほかに意外性(mirativity)の観点からの考察を試みる研究が発表されている。意外性とは、「予想外もしくは新発見の事実に対する話し手の驚き」を表す文法

範疇としてDeLancey(2001)をはじめとした類型論研究者によって提唱されたものであり、朝鮮語においても意外性の文法範疇を設定しようという見解を持つ者も出でてきている。‘I-더-’が意外性の意味を表す機能を有していると主張する研究者がいる一方で、慎重に検討すべきとする研究者もいる<sup>10)</sup>。意外性についての議論は本稿の趣旨と異なるため、ここでは扱わず、今後の課題として残しておくことにする。

### 3. ムード形式と‘I-더-’の結合

ここでは、以下の(9)に示す幾つかのムード形式と‘I-더-’との結合減少の可否について論じ、それらの現象の原因について考えることで、‘I-더-’の特徴を浮き彫りにすることを目的とする。なお、(9a)の‘I-겠-’は蓋然性を表す接尾辞であり(菅野他 1991: 41)、(9b~e)の各文法形式はモーダルな機能を持つ分析的形式(analytic forms)<sup>11)</sup>である。

- (9) a. 蓋然性接尾辞：  
‘I-겠-’
- b. 認識的モダリティーを表す分析的形式：  
‘I-는 법이다’, ‘I-는 것 같다’, ‘II-ㄴ 것 같다’, ‘II-ㄹ 것 같다’, ‘I-는 모양이다’, ‘II-ㄴ 모양이다’, ‘II-ㄹ 모양이다’
- c. 拘束的モダリティーを表す分析的形式：  
‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’
- d. 意志的モダリティーを表す分析的形式：  
‘I-고 싶다’, ‘II-려고 하다’
- e. 認識的モダリティー/意志的モダリティーを表す分析的形式：  
‘II-ㄹ 것이다’

#### 3. 1. 蓋然性接尾辞の‘I-겠-’の場合

蓋然性接尾辞の‘I-겠-’は、以下の例文(10a~d)が示すとおり、‘I-더-’との結合が可能である。

野間(1988: 61)による記述に従えば、「‘I-겠-’は、出来事の現場に対する話し手の関心を込めた将然的もしくは切迫的な状況に対する判断を表す」と言う。このように出来事に対する蓋然性判断を表す‘I-겠-’の機能的特徴は、過去のある時点における話し手の直接的経験に基づく証拠性を提示する‘I-더-’の機能的特徴と相性が良い。両者は共に、時間軸上のある時点における特定の現場に対する話し手の関心を表すものであり、それ故、‘I-겠더-’という結合が可能であると考えられる。

浜之上(1999: 326)の指摘のとおり、‘I-겠더-’の結合は、主語が1人称で用言が意志動詞<sup>12)</sup>の例文を探すことは困難であり、主語が2人称もしくは3人称の場合に‘I-겠더-’が用いられるのが原則的である。これは‘I-더-’が話し手による直接経験に基づいて言及内容に対する証拠の提示を行う機能的性質上、2人称及

び3人称主語に関する言及内容が、観察の対象になりやすいことと無関係ではないと思われる。

- (10) a. 결혼준비는 잘 돼가니? 너희집에 가보니 지금 있는 것만으로도 한 살림 충분히 차리겠더라. <21 세기 세종계획/CE000067.txt>  
結婚の準備は上手くいってるかい？お前の家に行ってみたんだけど、今あるものだけでも十分に所帯を持ってそうだったぞ。
- b. 1년 동안 혼자 살려니 짜증도 나고 돌아 버리겠더라구요. 신혼 재미라는 것도 없었고 둘 다 생활이 안되는 거예요.  
<21 세기 세종계획/3BB00D04.txt>  
1年間一人で暮らすとイライラして狂ってまいそうでしたよ。新婚の楽しみというのも無く、2人ともちやんとした生活が出来ないんですよね。
- c. 정신도 온전치 않은데 신체장애까지 왔으니 도대체 어떻게 해야 할지 모르겠더군요. 다행히 경과가 좋아 다시 의식을 되찾고 퇴원했지만 살아갈 생각을 하니 막막하기만 했습니다.  
<21 세기 세종계획/3BB00D04.txt>  
精神もまともでないのに身体障礙まで患ってしまい、一体どうすれば良いのか分かりませんでした。幸いにも経過が良く再び意識を取り戻し、退院しましたが、生きて行くことを考えると漠然としていました。
- d. 난 이 감주는 정말 못 먹겠더라. 뭔지 거무칙칙한 빛깔이 비위생적인 것 같지 않아요? <21 세기 세종계획/CE000067.txt>  
私はこの甘酒はどうしても飲めなかったです。何だかどす黒い色が非衛生的な感じではないですか？

一般的な‘I-겠더-’の結合は上記の(10a)のように、過去のある時点において話し手が直接経験したことを根拠に、その時点よりも未来の時点において起こり得る蓋然的な出来事について述べるものである。(10a)の場合は、「話し手が結婚の準備をしている聞き手の家に行き、家具や台所用品等を一通り見て来た」という文脈的背景が設定されている。発話時において聞き手はまだ結婚する前であり、新婚の所帯の準備も出来ていない状態であることから、‘살림을 차리다(所帯を持つ)’という動詞句によって表される動作は、まだ実現していない。よって、‘살림을 차리더라.(所帯を持っていたよ。)’と発話した場合とは異なり、話し手は観察の対象となる人物が実際に所帯を持って結婚生活を営む場面を直接目撃したわけではない。これは、先に見た例文(5a)における‘I-겠더-’の用法と同様であり、(10a)において‘I-겠-’は蓋然性判断の役割を、‘I-더-’は言及内容の裏付けの役割をそれぞれ果たしている。

박재연(2006: 266)が指摘するように、‘I-겠-’の持つ認識的モダリティの機能は、元々は発話時における話し手の判断を表すものであるが、話し手の視点を過去に移す機能を有する‘I-더-’との結合により、過去時における話し手の判断を表すものへと変化していることが分かる。박재연(2006)の指摘が妥当であることは、(5a)や(10a)のような例文を通じて明らかである。同様の機能的な面での影響は、他のモーダルな形式と‘I-더-’との結合の場合にも確認出来る現

象である。これについては後述する。

(10b～d)の場合は、いずれも主体が話し手であり、「I-겠더-」を用いているにもかかわらず、過去のある時点において話し手が自ら体験した出来事を根拠に「当時の自らの境遇」について回想的に述べている。これは(10a)における「I-겠더-」とは異なる性格のものである。野間(1988: 23)による見解に従えば、「I-겠-」が「主体に不利な動作や状態を示す用言、話し手の認識のあり方を示す動詞、副詞の‘吳’と共に主体に不利なありかたを述べる用言」に結合した場合、「今・ここの話し手自身のありかた」、すなわち「自らの境遇」を述べると言う。(10b)では‘돌아 버리다(狂ってしまう)’と‘I-겠더-」が結合することで、過去のある時点における話し手の精神的状態を回想的に述べている。(10c)の場合、「모르다(分からない)」と‘I-겠더-」が結合し、過去のある時点における話し手の認識に関する状態を回想的に述べている。また(10d)では、「吳」と‘마시다’が結合したものに‘I-겠더-」が結合しており、過去のある時点における話し手に対する不利なありかたを回想的に述べている。なお、(10b)の場合、話し手は実際には「狂ってしまう」段階までには至っていないため、話し手は自らが「狂ってしまった」状態を直接経験していない。「I-겠더-」に先行する動詞(句)によって表される動作が実現していないという面では、(10b)は(10a)と同様である。

### 3.2. 分析的形式の場合

先の(9b～e)において挙げたモーダルな分析的形式と‘I-더-’との結合の可否について、ダカチ(2014)による考察を基に整理すれば、以下の(11)のとおりである。

(11) 分析的形式と‘I-더-’との結合の可否

モーダルな機能	分析的形式	‘I-더-’との結合の可否
認識的モダリティ	‘I-는 법이다’	×
	‘I-는 것 같다’	○
	‘II-ㄴ 것 같다’	○
	‘II-ㄹ 것 같다’	○
	‘I-는 모양이다’	○
	‘II-ㄴ 모양이다’	○
	‘II-ㄹ 모양이다’	○
拘束的モダリティ	‘II-면 되다’	○
	‘II-면 안 되다’	○
	‘III-도 되다’	○
	‘III-야 되다’	○
意志的モダリティ	‘I-고 싶다’	○
	‘II-려고 하다’	○
認識的モダリティ/ 意志的モダリティ	‘II-ㄹ 것이다’	×

(11) で示すように、‘I-는 법이다’及び‘II-는 것이다’以外の分析的形式は‘I-더-’との結合が可能である。以下では、まず‘I-더-’との結合が不可能な‘I-는 법이다’及び‘II-는 것이다’の機能的特徴について考察した後、この現象について原因の解明を試み、この作業を通じて‘I-더-’の機能的特徴を把握する。また‘I-더-’との結合が可能な分析的形式の場合、‘I-더-’と結合することで現れる機能的特徴の変化を考察することにする。

### 3.2.1. ‘I-더-’との結合が不可能な分析的形式

ここでは‘I-더-’との結合が不可能な分析的形式について考察を行う。まずは、各分析的形式の機能的特徴について概観した後、‘I-더-’との結合が成り立たない原因について述べることにする。

#### 3.2.1.1. ‘I-는 법이다’の場合

分析的形式の‘I-는 법이다’は、以下の例文(12a～c)が示すように、3人称主語とのみ共起が可能であり、また一般的な真理もしくは慣例について言及する際に用いられる。よって、(12d)のように個別的な事例に関する言及に関しては‘I-는 법이다’を用いることが出来ない。

이금희(2012: 61-64)によれば、名詞の‘법(法)’は、「法律」、「規則」といった意味から「方法」、「規定」、「規則的に起こる行動の習性」、「当然起こり得る出来事」といった意味へと拡大しながら依存名詞として発達したという。‘I-는 법이다’が「一般的な真理もしくは慣例」を表すのは、名詞の‘법(法)’と確定的状況を表す連体形語尾‘I-는’<sup>[13]</sup>との機能的性質に基づいている。

- (12) a. 애써 마련한 식사를 앞에 놓고 반찬 투정이나 부리는 남자를 보면 여자는 절로 화가 나는 법이다.

<21세기 세종계획/BREO0093.txt>

精一杯準備した食事を前に、おかげに対して文句を言う男を見れば、女は自然と腹が立つものである。

- b. 휴가는 군인이면 누구나 나오는 법이다.

<21세기 세종계획/2CE00004.txt>

休暇は、軍人であれば誰にでも出るものである。

- c. 모든 사상은 변화를 통한 과정(process) 속에서 이루어지는 법이다.

<21세기 세종계획/CH000101.txt>

全ての事象は、変化を通じた過程の中で成り立つものである。

- d. \*애써 마련한 식사를 앞에 놓고 반찬 투정이나 부리는 민우를 보면 영희는 절로 화가 나는 법이다.

<作例, 非文>

精一杯準備した食事を前に、おかげに対して文句を言うミンウを見れば、ヨンヒは自然と腹が立つものである。

上述のような機能的特徴を有する‘I-는 법이다’は、‘언제나(いつだって)’, ‘항상(常に)’, ‘일반적으로(一般的に)’といった副詞語と共に起しやすい。

- (13) a. 언제나 허점은 안에서보다 밖에서 더 잘 보이는 법이다.

<21세기 세종계획/BREO0084.txt>

いつだって隙は、中からよりも外からよりよく見えるものである。

- b. 악정에 시달리는 민중은 항상 구세주의 환상을 갖는 법이다.

<21세기 세종계획/BRHO0402.txt>

悪政に苦しめられる民衆は、常に救世主の幻想を抱くものである。

- c. 일반적으로 자기의 사회적 지위에 알맞는 생활 형태란 긴 시간에 걸쳐 축적되어 형성되는 법이다.

<21세기 세종계획/2CH00020.txt>

一般的に、自分の社会的地位に合った生活形態というものは、長い時間に渡って蓄積され形成されるものである。

‘I-더-’が、話し手が直接経験した出来事を根拠に発話時において言及される内容の事実性を裏付ける機能を有することは、先に確認したとおりである。このような機能を持つ故、‘I-더-’は「一般的な真理もしくは慣例」を表す‘I-는 법이다’と機能的な面での調和が成り立たないため、結合が不可能なのである<sup>14)</sup>。‘I-더-’の作用対象は、あくまでも話し手が直接経験した個別的な出来事であり、一般的に広く知られている真理や慣例の類ではないためである。

- (14) a. \*애써 마련한 식사를 앞에 놓고 반찬 투정이나 부리는 남자를 보면 여자는 절로 화가 나는 법이더라. <作例, 非文>

精一杯準備した食事を前に、おかげに対して文句を言う男を見れば、女は自然と腹が立つものであったよ。

- b. \*휴가는 군인이면 누구나 나오는 법이더라. <作例, 非文>

休暇は、軍人であれば誰にでも出るものであったよ。

- c. \*모든 사상은 변화를 통한 과정(process) 속에서 이루어지는 법이더라. <作例, 非文>

全ての事象は、変化を通じた過程の中で成り立つものであった上。

- d. \*언제나 허점은 안에서보다 밖에서 더 잘 보이는 법이더라.

<作例, 非文>

いつだって隙は、中からよりも外からよりよく見えるものであったよ。

- e. \*악정에 시달리는 민중은 항상 구세주의 환상을 갖는 법이더라.

<作例, 非文>

悪政に苦しめられる民衆は、常に救世主の幻想を抱くものであったよ。

- f. \*일반적으로 자기의 사회적 지위에 알맞는 생활 형태란 긴 시간에 걸쳐 축적되어 형성되는 법이더라. <作例, 非文>

一般的に、自分の社会的地位に合った生活形態というものは、長い時間に渡って蓄積され形成されたものであったよ。

### 3. 2. 1. 2. ‘II-ㄹ 것이다’の場合

‘II-ㄹ 것이다’と‘I-더-’の結合も成り立たない。この現象の原因を追究するため、まずは、‘II-ㄹ 것이다’の機能的特徴について概観することにする。

周知の如く、‘II-ㄹ 것이다’は「意志」及び「推量」を表す分析的形式である。「意志」の意味は、‘II-ㄹ 것이다’が過去を表す‘III-ㅆ-’を伴わない意志動詞に結合し、且つ平叙文では主体が話し手の場合のみ、疑問文では主体が聞き手の場合のみ表される。限定的な条件下のみで表される「意志」の意味とは異なり、「推量」の意味は、主体の種類や過去接尾辞の有無に左右されることなく、‘II-ㄹ 것이다’が用いられた多くの文においてその用法が確認される。

野間(1990: 28-31)によれば、‘II-ㄹ 것이다’の「意志」の意味は、「発話の現場にいない自らの姿を描き出しながら、想像の上で展開し客体化して述べる」ものであり、‘II-ㄹ 것이다’の「推量」の意味との共存が可能であると言う。野間(1990)の述べる「意志」と「推量」の共存というのは、例えば以下の例文(15a～c)<sup>15)</sup>で確認される現象であるそうだ。しかしながら、果たして単独の文法形式による「意志」と「推量」の共存現象というものは成り立つのだろうか。確かに、インフォーマントの意見によれば、以下の例文(15a～c)において、‘II-ㄹ 것이다’は「意志」にも「推量」にも解釈が可能であると言う。仮に、話し手もしくは話し手を含んだ集団の強い決意に焦点を当てて各々の文を見た場合は、「意志」の意味として解釈が可能である。また一方で、動作主体としての話し手あるいは話し手を含んだ集団をまるで第三者のように客観的に描写した場合、「推量」の意味として解釈することも可能である。しかしながら、これは「意志」と「推量」の意味の共存と言うべきものではなく、単に観点の違いによって「意志」もしくは「推量」の2通りの解釈が可能であると言うべきものに過ぎない。

- (15) a. 난 저 문을 나서는 순간 당신을 잊을 거야. <野間(1990: 28)>

【「意志」の用法としての解釈】

僕はあのドアを出た瞬間、あなたを忘れるんだ。

【「推量」の用法としての解釈】

僕はあのドアから出た瞬間、あなたを忘れるだろうよ。

- b. 장 선생이 끝까지 부인하더라도 우리는 결정적인 증거를 가지고 있으니까 당신을 검찰로 송치할 겁니다. <野間(1990: 28)>

【「意志」の用法としての解釈】

チャンさんが最後まで否認なさっても我々は決定的な証拠を持っているから、あなたを検察に送りますよ。

【「推量」の用法としての解釈】

チャンさんが最後まで否認なさっても我々は決定的な証拠を持っているから、あなたを検察に送るでしょう。

- c. 이렇게 제가 용기를 갖게 된 것은 <여성살롱>을 통하여 한국의

여성분들에 관한 생활 상태를 잘 듣고 이해하면서부터입니다.  
앞으로 어떤 어려운 일이 있더라도 이겨 나갈 것입니다.

<野間(1990: 29)>

【「意志」の用法としての解釈】

このように私が勇気を持てるようになったのは<女性サロン>を通して韓国の女性の方々に関する生活状態をよく聞いて理解してからです。これからどんな困難なことがあっても、うちかってゆきます。

【「推量」の用法としての解釈】

このように私が勇気を持てるようになったのは<女性サロン>を通して韓国の女性の方々に関する生活状態をよく聞いて理解してからです。これからどんな困難なことがあっても、うちかってゆくでしょう。

‘II-ㄹ 것이다’の「推量」の意味に関しては、野間(1990)による記述が詳しい。野間(1990: 55)によれば、‘II-ㄹ 것이다’の「推量」の意味とは、「発話の現場にいない主体の姿を対象化し、想像を発展させながら推し量って述べる」ものであり、それ故に現実とは異なる状況を推量する反事実的仮想を表す際に‘II-ㄹ 것이다’がよく用いられると言う。

- (16) a. 만약 그때 내가 그들을 받아들였더라면 나는 그 후배 소장을  
떳떳하게 볼 수 없었을 것이다.

<21세기 세종계획/BRHO0390.txt>

もしもあの時、私が彼らを受け入れていたとすれば、私はその後輩の所長に公然と会うことは出来なかつただろう。

- b. 만일 우리가 혁명전쟁에서 굴복했다면 우리의 몰락은 우리의 고집 때문이 아니었을 것이다. <21세기 세종계획/2BH9911.txt>  
もしも我々が革命戦争で屈服したとすれば、我々の没落は我々による固執のせいではなかつただろう。
- c. 설령 상전이 너그럽게 용서한다 치더라도 수동이는 자신의 행위를 용서하지 못했을 것이다.

<21세기 세종계획/2BEXXX01.txt>

もしもサンジョンが大目に見て許すとしても、スドンは自分の行為を許せなかつただろう。

- d. 가령 인간이 계속 신경을 써야만 호흡을 할 수 있다면, 잠자고 나서 살아 있는 사람은 아무도 없을 것이다.

<21세기 세종계획/BRHO0118.txt>

もしも人間がずっと神経を使わなければ呼吸ができないとすれば、眠ってもなお生きている人は誰もいないだらう。

さて、ここでの主要目的である‘II-ㄹ 것이다’と‘I-더-’との結合関係の不成立現象に焦点を当ててみよう。‘I-더-’は客体化された観察対象に作用するため、基本的には第三者が主体の場合のみが問題となる。よって、‘II-ㄹ 것이다’が‘意志’を表す場合は、当然のことながら、‘I-더-’との結合が不可能である。

問題は、‘II-ㄹ 것이다’が第三者が主体の言及内容に対する「推量」の意味を表す場合に‘I-더다’との結合が成り立たない理由を説明することである。

先の野間(1990)の見解にあるように、‘II-ㄹ 것이다’は、非現場的主体を対象とした想像を基にした「推量」を表す機能を有する。つまり、話し手に言及内容を裏付ける事実的根拠が無い場合であっても「推量」の意味を表すことが出来るということである。例えば、以下の例文(17a, b)のように、‘II-ㄹ 것이다’と比較した場合、‘II-ㄹ 것이다’は「推量」に何らの根拠が無くても用いられるのに対し、‘II-ㄹ 것 같다’のほうは、話し手が何らかの根拠を得たことが前提にならなければならないというのがインフォーマントの意見である。

- (17) a. 조금만 기다려. 이제 엄마가 곧 올 거야. <作例>  
      ちょっとだけ待ってね. もうすぐお母さんが来るだろうさ.  
b. 조금만 기다려. 이제 엄마가 곧 올 것 같아. <作例>  
      ちょっとだけ待ってね. もうすぐお母さんが来るみたいだよ.

‘II-ㄹ 것이다’が、話し手による直接経験を基にした情報を必ずしも要求しないという事実は、以下の例文(18a~g)で確認することが出来る。‘II-ㄹ 것이다’や‘II-ㄹ 모양이다’は、話し手の直接経験によって得た情報を基に言及内容に対する「推量」を表すことが出来るため、‘여기저기에서 얻어들은 정보에 의하면(あちこちで聞いて得た情報によれば)’, ‘공문을 보면(公文を見ると)’, ‘신문에서 읽었는데(新聞で読んだんだけど)’といった表現との共起が可能であるが、‘II-ㄹ 것이다’の場合はそうではない。これらの表現が従属節に現れた場合、主節における‘II-ㄹ 것이다’の使用は不可能になる。これは、先に概観した‘II-ㄹ 것이다’の表す「推量」の特性と話し手の直接経験を基にした情報源の明示との齟齬が生じるためであると思われる。

- (18) a. 여기저기에서 얻어들은 정보에 의하면 자연보호에 한해서만은 북한을 믿어도 될 것 같았다. <21세기 세종계획/4BB99104.txt>  
      あちこちで聞いて得た情報によれば、自然保護に関してだけは北朝鮮を信じても良さそうに思えた.  
b. \*여기저기에서 얻어들은 정보에 의하면 자연보호에 한해서만은 북한을 믿어도 될 것이다. <作例, 非文>  
      あちこちで聞いて得た情報によれば、自然保護に関してだけは北朝鮮を信じても良さそうだ.  
c. 공문을 보면 최루탄 발사 훈련은 한 번에 그치지 않을 모양이다.  
      <21세기 세종계획/7BA03E01.txt>  
      公文を見ると、催涙弾発射訓練は1度では済まないようである.  
d. \*공문을 보면 최루탄 발사 훈련은 한 번에 그치지 않을 것이다.  
      <作例, 非文>  
      公文を見ると、催涙弾発射訓練は1度では済まないだろう.  
e. 신문에서 읽었는데, 영국이 EU를 탈퇴할 것 같다. <作例>  
      新聞で読んだんだけど、イギリスがEUを脱退するみたいだ.  
f. 신문에서 읽었는데, 영국이 EU를 탈퇴할 모양이다. <作例>  
      新聞で読んだんだけど、イギリスがEUを脱退するようだ.

- g. \*신문에서 읽었는데 영국이 EU를 탈퇴할 것이다. <作例, 非文>  
 新聞で読んだんだけど、イギリスがEUを脱退するだろう.

以上の考察結果から‘II-ㄹ 것이다’と‘I-더-’の結合が成り立たない理由を考えるに、‘II-ㄹ 것이다’が、話し手の直接経験に基づく情報源の明示を要求しないのに対し、‘I-더-’は、話し手が直接経験した出来事に基づいて言及内容の裏付けを行うことを必須の前提として要求するため、両者の結合が成り立たないのである。

### 3. 2. 2. ‘I-더-’との結合が可能な分析的形式

ここでは、‘I-더-’との結合が可能な分析的形式について考察を行う。まずは、各分析的形式の機能的特徴について概観した後、‘I-더-’との結合が成り立つ理由を明らかにし、また‘I-더-’と結合することで各分析的形式に何らかの機能的影響が現れるのかについて考察することにする。

#### 3. 2. 2. 1. ‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’の場合

‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’は、既に안주호(2007)において明らかにされているように、「比喩」と「推量」の意味を表す機能を持った形式である。

三木(2012)及び松本他(2003)の説明にあるように、「比喩」には「直喩(simile)」、「隠喩(metaphor)」、「提喩(synecdoche)」、そして「換喩(metonymy)」の4つの種類がある<sup>16)</sup>。例えば「彼女は花のようだ」といった表現のように「比喩」が特定の言語形式を用いて明示的に示されている場合は「直喩」と呼ばれる。すなわち、分析的形式の‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’を用いて表される「比喩」は「直喩」に該当する。以下の例文(19a, c)では、いずれも‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’が「直喩」を表すために用いられている。三木(2012: 51)によれば、「直喩」とは比較すべき2つの対象について、「話し手が注目している何らかの側面に相対的な類似性の存在を主張する」ものであると言う。例えば(19a)の場合、話し手は、「足下を感じることが出来ない感覚」と「虚空を踏んでいる感覚」の間に存在する「何かを踏んでいる感覚がない」という類似性を見出している。また(19b)の場合は、具体的にどういった側面において比較をしているのか、この文脈からは判断が難しいが、「大統領が就任して4ヶ月も経っていない状況」と「大統領が就任して4年が過ぎた状況」との間の類似性について話し手が主張している。(19c)の場合、「雪をかぶった松林の中」と「天使に出くわしそうな場所」との間に存在する「幻想的な雰囲気」という共通点に類似性を見出していると思われる。

また、(19a～c)において、副詞の‘마치(まるで)’が用いられていることに注目したい。この副詞は、「直喩」の明示的なマーカーであり、後続する言及内容が話し手の視点を通じた「例え」を提示する機能を持つ。‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’が「直喩」を表すために用いられる場合、副詞の‘마치(まるで)’との共起が自然である。

- (19) a. 걷는데 발밑을 느낄 수 없다. 마치 허공을 밟고 가는 것 같다.  
 <21세기 세종계획/ 2BEXXX05.txt>  
 歩いているのに足下を感じることが出来ない。まるで虚空を踏んでいるかのようだ。
- b. 관리들 중에는 노 대통령 취임 후 아직 4개월도 안된 시점인데 “마치 4년이나 지난 것 같다”고 얘기하는 이도 적지 않다.  
 <21세기 세종계획/ 7BB03B19.txt>  
 役人達の中ではノ大統領の就任後、まだ4カ月も経っていない時点であるにもかかわらず、「まるで4年も過ぎたみたいだ」と話す者も少なくない。
- c. 눈 덮인 소나무 숲 속은 마치 동굴 속 같은 길이어서 천사라도 만나질 것 같다.  
 <21세기 세종계획/ 4BG88002.txt>  
 雪をかぶった松林の中は、まるで洞窟の中のような道で、天使にでも出くわしそうだった。

三木(2012: 59)では日本語における「直喻」と認識的モダリティーの機能との違いについて、「直喻文の場合は、例えば山が動いているといった事態が現実には起きていないと話者が信じているという点で、認識的モーダルとの違いもある」と述べている。このことからも分かるように、「直喻」の用法として用いられる‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’は、「推量」の用法として用いられる‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’とは異なり、ある特定の根拠に基づいて言及内容の事実性について評価を行う推論課程が存在しない。したがって以下の例文(20a)のように、「推量」の用法の‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’の場合は、言及内容に対する話し手の判断内容と関連のある文脈で用いられるのが普通である。仮に、(20b)のように、(20a)に明示的な「直喻」マーカーである副詞の‘마치(まるで)’を共起させると、‘I-는 것 같다’の機能は「直喻」を表すものに変わってしまい、文脈的なつながりが不自然になってしまう。

- (20) a. 누군가 나에게 말을 거는 것 같다. 시선을 얼른 소리 나는 쪽으로 갖다댄다.   
 <21세기 세종계획/ CE000067.txt>  
 誰かが私に話しかけているようだ。視線を素早く音がするほうへ向ける。
- b. ?마치 누군가 나에게 말을 거는 것 같다. 시선을 얼른 소리 나는 쪽으로 갖다댄다.   
 <作例, 不自然な文>  
まるで誰かが私に話しかけているようだ。視線を素早く音がするほうへ向ける

また、「直喻」の用法の‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’が用いられた文では、言及内容に関する推論過程が存在しないため、言及内容の事実性に確信が無い場合に用いられる副詞の‘아마도(おそらく)’との共起が不可能である<sup>17)</sup>。

- (21) a. 걷는데 발밑을 느낄 수 없다. \*아마도 마치 허공을 밟고 가는 것 같다.  
 <作例, 非文>

歩いているのに足下を感じることが出来ない。おそらくまるで虚空を踏んでいるかのようだ。

- b. 관리들 중에는 노 대통령 취임 후 아직 4개월도 안된 시점인데 “\*아마도 마치 4년이나 지난 것 같다”고 얘기하는 이도 적지 않다。 <作例, 非文>  
役人達の中ではノ大統領の就任後、まだ4カ月も経っていない時点であるにもかかわらず、「おそらくまるで4年も過ぎたみたいだ」と話す者も少なくない。
- c. \*눈 덮인 소나무 숲 속은 마치 동굴 속 같은 길이어서 아마도 천사라도 만나질 것 같았다。 <作例, 非文>  
雪をかぶった松林の中は、まるで洞窟の中のような道で、おそらく天使にでも出くわしそうだった。

さて、ここでの主要目的である‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’と‘I-더-’との結合現象について焦点を当てるにすることにする。以下の例文(22a~f)が示すとおり、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’の表す意味が「推量」であれ「直喻」であれ、‘I-더-’との結合が可能である。村田(1998: 29)によれば、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’は、「現実に呈している様相を話し手なりに捉えて述べる」様相判断の形式であると言う。すなわち、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다’は、発話時に観察が可能な状況を対象に話し手の判断を表す機能を持つと考えられ、この機能的特性ゆえに、‘I-더-’との結合が可能なのである。

- (22) a. 다른이 아니라 식사가 좀더 나아졌으면 하는 것입니다. 어제 저녁 지하 식당에서 식사를 했는데 솔직히 말씀드리면 그다지 훌륭한 식사는 못 되는 것 같더군요。

<21세기 세종계획/CE000067.txt>

他でもなく、食事がもう少し改善されたらと思うんです。昨日の夕方に地下の食堂で食事をとりましたが、正直に申し上げますと、それほど素晴らしい食事ではありませんでしたよ。

- b. 그린피스나 녹색당 혹은 녹색연합 등으로 이미 녹색의 이미지가 환경과 생태의 상징적 지표로서 심어지기는 했어도 그 책에서 말하는 것은 단순한 녹색의 상징성에 그치는 것이 아니라, 좀더 체계적인 개념정리를 시도한 것 같더군요。

<21세기 세종계획/4BB98104.txt>

グリーンピースや緑色党もしくは緑色連合等で既に緑色のイメージが環境と生態の象徴的な指標として植えつけられはしても、その本で言っているのは単純な緑色の象徴性にとどまるのではなく、もう少し体系的な概念整理を試みたように思いました。

- c. 메이크업 아티스트라는 직업이 단순히 멋있어 보여서가 아니라 자신의 실력을 인정받을 수 있는 전문직이라는 생각이 들어 시작했어요. 또 친척 언니가 활동하고 있어서인지 친근감이 느껴졌고, 꾸미는 것을 좋아하는 저의 적성에도 맞을 것 같더군요。

<21세기 세종계획/2BB9407.txt>

メークアップアーティストという職業が単純に素敵に見えたから

ではなく、自分の実力を認めてもらうことが出来る専門職であると考えたため始めました。また親戚のお姉さんが活動しているからなのか、親近感がわきましたし、お洒落をするのが好きな私の適正にも会うように思えたんですよ。

- d. 1시간 30분이나 지난 6시 30분. 장윤정이 여동생과 함께 헬떡거리며 들어섰다. 이상수 씨는 그 순간 실내가 환하게 밝아지는 것 같더라고 말했다. 말하자면 느낌이 온 것이었다.

<21세기 세종계획/2BB9408.txt>

1時間30分も過ぎた6時30分。チャンユンジョンが妹と共に息を弾ませながら立ち入った。イサンス氏は、その瞬間室内が明るくなるようだったと話した。言うなれば、予感がしたのであった。

- e. 삼십 분 거리가 세시간 정도로 긴 것 같더라구.

<21세기 세종계획/2CJ00007.txt>

30分の距離が3時間ほどに長く感じられたよ。

- f. 화면이 확대되어갈수록 우리의 존재는 작아지고 작아져서 물 한방울 속에도 들어갈 수 있을 것 같더라구나.

<21세기 세종계획/5BE99001.txt>

画面が拡大されるほど、私たちの存在はどんどん小さくなり、水一滴の中にも入れるような気がしたよ。

ただし、以下の例文(23a, b)が示すように、「II-ㄹ 것 같-」が反事実的仮想を表す場合は、「I-더-」との結合は不可能である。「I-더-」が、話し手による直接経験を基にした情報による裏付けを行う機能を有するため、実際には経験していない事柄を仮定的に述べる反事実的仮想の特性とは調和しないのである。

- (23) a. 아니, 오빠는 없어요. 그냥 오빠가 있었다면 이렇게 자전거를 태워줬을 것 같아요. <21세기 세종계획/4BE97002.txt>  
いえ、兄はいません。ただ兄がいたなら、こんなふうに自転車に乗せてくれたんだろうなと思います。  
b. 아니, 오빠는 없어요. \*그냥 오빠가 있었다면 이렇게 자전거를 태워줬을 것 같더군요. <作例, 非文>

一般的に認識的モダリティーの機能を有する文法形式は、発話時における話し手の主観的判断を表すものであり、「{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 것 같다」の場合も同様である。しかしながら「I-더-」と結合することで、話し手の視点が過去へと移り過去時における話し手の主観的判断を表すという機能的面での変化が見られる。

### 3. 2. 2. 2. 「{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다」の場合

「{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다」は、発話時において言及内容に対する話し手の「推量」を表す機能を有しており、話し手の五感を通じて得た何かしらの情報に判断の根拠を置くのが特徴である。例えば以下の例文(24a~c)では、二重下

線を引いた部分が、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다’を用いて表される話し手の「推量」の根拠となっていることが分かる。(24a)の場合、話し手は視覚および聴覚を通じて得た情報を判断の根拠としており、(24b)の場合は、聴覚による情報を判断の拠り所としている。また、(24c)では視覚を通じて得た情報に基づき、これから起こり得る出来事についての「推量」を行っている。

- (24) a. 안에는 누가 혼자 있는 모양이다. 문에 그림자가 얼씬하며 신문 뒤쪽에는 소리가 들린다. <21세기 세종계획/BREO0079.txt>  
中には誰か1人いるようだ. ドアに人影がさっと現れ、新聞を探す音が聞こえる.  
b. 정이 울린다. 시간이 된 모양이다.  
<21세기 세종계획/4BE86002.txt>  
銅鑼が鳴り響いている. 時間になったようだ.  
c. 구름이 흘러가고 있다. 다소 급한 속도로. 어젯밤처럼 바람이 불 모양이다. <21세기 세종계획/2BEXXX06.txt>  
雲が流れている. 多少急な速度で. 昨晩のように風が吹くようだ.

また、ダカチ(2014: 186)で指摘するように、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다’は、話し手が直接経験した出来事に根拠を置く判断を表すため、仮定条件に根拠を置いた「推量」を表すためには用いられない。以下の例文(25a~c)において、二重下線の部分は仮定条件を表している。二重下線の表す内容は、そもそも話し手の認識においては非現実の事柄になるので、「推量」の根拠を要求する‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다’の性格と調和しないのである。

- (25) a. \*만약에 물방울이 지붕을 치는 소리가 들린다면 비가 오는 모양이다. <作例, 非文>  
もし水滴が屋根を打つ音が聞こえるとすれば、雨が降っているようだ.  
b. \*만약에 길이 젖어 있다면 비가 온 모양이다. <作例, 非文>  
もし道が濡れているとすれば、雨が降ったようだ.  
c. \*만약에 먹구름이 있다면 비가 올 모양이다. <作例, 非文>  
もし黒雲があるとすれば、雨が降るようだ.

話し手の直接経験に判断の根拠を置く「推量」の意味を表す‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다’は、話し手の直接経験に根拠を置きながら言及内容の事実性の裏付けを行う機能を有する‘I-더-’との結合が可能である。なお、‘I-더-’との結合により話し手の視点が過去に移されるため、‘{I-는/II-ㄴ/II-ㄹ} 모양이다’がその影響を受け、過去時における話し手の主観的な推量判断を表すという機能面での変化が確認出来る。

- (26) a. 가영이 얘길 들으니까 모렌가 미국으로 떠나는 모양이더라만.  
<21세기 세종계획/2CE00006.txt>  
カヨンの話を聞くに、明後日かな、アメリカに出発するようだっ

たよ.

- b. 우리 누나가 너 병원에서 들으라고 준 거야. 밤새우면서 이 꼭  
저 꼭 녹음한 모양이더라. <21세기 세종계획/BREO0329.txt>  
うちの姉さんがお前が病院で聞くようにとくれたんだよ. 徹夜し  
ながらあの曲この曲と録音したようだったよ.

- c. 도적들이 저희끼리 의논하는 소리를 내가 들이니, 응포에서  
배를 타고 남양으로 향할 모양이더라.

<21세기 세종계획/2BEXXX04.txt>

盜賊たちが自分たちだけで議論する声を私が聞けば、熊浦から船  
に乗って南陽へ向かうようだったよ.

### 3. 2. 2. 3. 拘束的モダリティーの機能を持つ分析的形式の場合

ここでは拘束的モダリティー(deontic modality)<sup>18)</sup>の機能を持つ分析的形式である‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’と‘I-더-’との結合現象について考察する. まずは各分析的形式の機能的特徴について概観することにする.

김민선(2005: 102-104)によれば, ‘II-면 되다’は「ある条件を満たすこと」という意味を持っており, 実際の文において「願望」または「義務」を表すと言う. 以下の例文(27a, b)は, 김민선(2005)によって提示された例文を引用したものである. 김민선(2005)の主張によれば, (27a)は, ‘II-면 되다’に‘III-꺼-’が先行することで, 話し手の「願望」を表し, (27b)では聞き手に対する「義務」を表すと言う.

- (27) a. 엄마가 밥을 해 두었으면 되는데. <김민선(2005: 103)>  
母がご飯を作つておいたら良いのに.  
b. 당신은 이것을 하시면 됩니다. <김민선(2005: 103)>  
あなたはこれをなされば良いです.

(27a)の場合, 「母がご飯を作つておいた」という条件が満たされたことが望ましいと話し手は述べている. つまり, 動作主である「母」に「話し手」という外的要因による拘束力が働くことにより, 「ご飯を作る」という動作の実現を促すという概念的な関係が成り立っており, これは拘束的モダリティーの機能特性を有すると言える. ‘III-꺼-’を用いることにより, 「ご飯を作る」という動作が既に成立したとする仮定的条件を提示し, その条件を満たすことが望ましいと述べることで, 話し手の「願望」を表すことになると考えられる.

一方(27b)の場合, 動作主である「聞き手」を対象として, 外的要因である「話し手」による拘束力が働き, 「ある行為を行う」という動作の実現を促しており, 拘束的モダリティーの機能的特性を持っている. しかしながら, ‘II-면 되다’が果たして「義務」を表しているのか疑問である. 「義務」というと動作主を対象にしたかなり強力な拘束的特性を持って然るべきであるが, 以下の例文(28a, b)が示すとおり, ‘반드시(必ず)’や‘아니(是非)’といった副詞と‘II-면 되다’は共起出来ない.

- (28) a. \*당신은 반드시 이것을 하시면 됩니다. <作例, 非文>  
あなたは必ずこれをなされば良いです.
- b. \*자네는 꼭 이것을 하면 돼요. <作例, 非文>  
君は是非これをすれば良いです.

‘II-면 되다’は、以下の例文(29a～c)において確認が可能などおり、提案を行う談話の状況でよく用いられ、与えられた状況における最良の行動について言及する「推奨」の意味を表すものであると考えられる。

- (29) a. 소련이 한국과의 경제협력으로 이익을 추구하는 것과 마찬가지로 우리도 소련내의 경제개발 참여를 통해 이익을 얻으면 됩니다. <21세기 세종계획/2BA90A03.txt>  
 ソ連が韓国との経済協力で利益を追求することと同様に、我々もソ連内の経済開発への参与を通じて利益を得れば良いのです.
- b. 나한테 맡겨 놓으십시오. 여러분은 그저 가만히 계시면 됩니다. <21세기 세종계획/4BE87001.txt>  
 私に任せておいて下さい。皆さんはただじっとなさっていらっしゃれば良いのです。
- c. 매일 오전 10시부터 오후 7시까지 매시간마다 현대, 롯데, LG 백화점, 마그넷, e-마트, 시마 등 7개 업체 셔틀버스가 다닌다. 따라서 주부들은 어디를 갈 것인가 결정해 가고 싶은 곳의 셔틀버스를 타면 된다. <21세기 세종계획/5BA01D03.txt>  
 每日午前10時から午後7時まで毎時間ごとに現代、ロッテ、LG百貨店、マグネット、eマート、シマ等の7つの企業のシャトルバスが運行している。よって、主婦達はどこへ行くのか決めて、行きたいとところのシャトルバスに乗れば良いのだ.

また、「II-면 되다」が疑問文で用いられた場合は、聞き手の考える望ましい状況(推奨されるべき状況)を確認する意味が表される。例えば(30a)の場合、話し手は聞き手に道を尋ねており、これに対する返答として、聞き手が考える「目的地までの望ましい行き方」を話し手は期待している。また(30b)は算数の問題であるが、話し手は「40個のどんぐりを5匹のリスに均等に分け与える望ましい方法」についての聞き手の意見を期待して、「II-면 되다」を用いた疑問文を発話している。

- (30) a. 아저씨, 동대구역으로 가려면 어느 길로 가면 됩니까? <21세기 세종계획/BRGO0359.txt>  
 おじさん、東大邱駅へ行くにはどの道を行けば良いですか.
- b. 도토리 40개를 다람쥐 5마리에게 똑같이 나누어 주려고 합니다.  
한 마리에게 몇 개씩 주면 됩니까? <21세기 세종계획/2CC00036.txt>  
 どんぐり40個をリス5匹に同じ数ずつ分けてあげようと思います。  
1匹に何個ずつあげれば良いですか.

続いて、‘II-면 안 되다’の機能的特徴について概観する。안병일(2009: 59-60)によれば、‘II-면 안 되다’は「禁止」を表す機能を持つと言う。しかしながら、実際の文において‘II-면 안 되다’によって表される意味は、「禁止」だけではないようと思われる。以下の例文(31a)の場合、‘II-면 안 되다’が結合した動詞‘나가다’の表す動作「出る」の動作主は聞き手であり、聞き手を対象とした話し手による外的拘束力が働き、動作の実現を抑制している。このような場合の‘II-면 안 되다’は「禁止」を表していると言える。一方、(31b, c)における‘II-면 안 되다’の場合は、言及内容の実現が「望ましくないこと」を表している。(31b)の場合は、「聞き手の姉になること」に対する話し手自身の「躊躇」を表しており、(31c)の場合は、「ニュースがタイミングを逃す」ということを「あってはならないこと」と見なしている。‘II-면 안 되다’が「禁止」の意味を表すのは、一般に(31a)のように、動作主が意志を持った存在であり、動作主と外的拘束力の出所が一致しない場合に限定されると思われる。

- (31) a. 절대 흥분해서 앞으로 나가면 안 돼. 넌 그저 보고만 있어.  
                                 <21세기 세종계획/BREO0078.txt>  
     絶対に興奮して前に出ては行けない。お前はただ見ているだけにしろ。
- b. 무슨 말인지 몰라? 나는 네 누나가 되면 안 돼.  
                                 <21세기 세종계획/BREO0076.txt>  
     何のことだか分からないの？私はお前の姉さんになつてはいけないの。
- c. 뉴스는 시기성을 놓치면 안 된다.  
                                 <21세기 세종계획/CH000039.txt>  
     ニュースはタイミングを逃してはならない。

‘II-면 안 되다’が疑問文で用いられた場合、動作主の種類によって‘II-면 안 되다’の表す意味が異なる。(32a)のように、動作主が話し手自身である場合は、話し手が実行しようとする動作に対する「許可」を求めるために‘II-면 안 되다’が用いられている。また(32b)のように、動作主が聞き手である場合は、聞き手に対する婉曲的な「命令」の意味が表される。さらに(32c)では、動作主が第三者であり、第三者を主体とした言及内容の「望ましさ」について聞き手に問うものであり、同時に言及内容の実現を強く肯定する反語的機能を果たしている。

- (32) a. 지금 제가 아주머니 댁에 가려고 하는데, 거기 갔다 와서 가면 안 돼요?  
                                 <21세기 세종계획/CE000024.txt>  
     今、私がおばさんのお家に行こうと思うんですが、そこに行って来てから行ってはいけませんか？
- b. 넌 오늘 같은 제삿날은 부엌 일 좀 거들면 안 되나?  
                                 <21세기 세종계획/CE000080.txt>  
     お前は、今日のような祭祀の日は台所仕事をちょっと手伝ってはいけないのか？

- c. 국회의원 아들은 노동자 되면 안 되나요?  
 <21세기 세종계획/4BB97B13.txt>  
 国會議員の息子は労働者になってはいけませんか？

また, ‘II-면 안 되다’に否定形式が先行した場合には, Ammann & van der Auwera (2002: 54) が指摘するように, 言及内容の不履行を「禁止」すること, すなわち, 言及内容の実行に対する「義務」を表す.

- (33) a. 먼저 두 분이 알아두어야 할 것은 이 기숙사의 규칙이에요. 이 건물에는 1백 45명 정도가 공동생활을 하고 있기 때문에 규칙을 지키지 않으면 안 돼요. <21세기 세종계획/CE000074.txt>  
 まず, お二人が知っておかなければならぬのは, この寄宿舎の規則です. この建物には145名ほどが共同生活をしているため, 規則を守らなければいけません.  
 b. 부모님 부탁으로 친척이나 주위의 아는 분이 주선한 혼담이면 앞뒤 인사는 의당 부모님이 하실 일이지만, 자기에게 직접 말해 오는 경우, 나 자신이 분명하게 인사하지 않으면 안 된다.

<21세기 세종계획/2CH00004.txt>

両親の依頼で親戚や周囲の知人の方が取り持った縁談であれば, 前後の挨拶は当然, 両親がなさるべきことであるが, 自分に直接 縁談の話が来る場合, 自分自身がはっきりと挨拶しなければならない.

しかしながら, 以下の例文(34a, b)のように, 動作主に対する外的要因による拘束力の存在が確認出来ない場合や動作の実現が動作主の内的要因に関わるものである場合, ‘I-지 않으면 안 되다’は「必然」の意味を表す. なお, 仮に動作主の内的要因が明示されている場合(34c, d), ‘I-지 않으면 안 되다’は動作主の「意志」を表しているとも考えられる.

- (34) a. 저는 어차피 이 섬을 떠나지 않으면 안 돼요.  
 <21세기 세종계획/BREO0332.txt>  
 私は, どのみちこの島を離れなければなりません.  
 b. 현대 사회의 대학은 세계를 향하여 개방되어 있는 대학이 되지 않으면 안 된다. <21세기 세종계획/BRHO0138.txt>  
 現代社会の大学は, 世界に向けて開かれている大学にならなければならない.  
 c. 저는 어차피 이 섬을 떠나지 않으면 안 돼요. 가족들이 기다리는 고향으로 가고 싶어서요. <作例>  
 私は, どのみちこの島を離れなければなりません. 家族が待っている故郷へ行きたいので.  
 d. 현대 사회의 대학은 세계를 향하여 개방되어 있는 대학이 되지 않으면 안 된다. 전국대학포럼에 모인 대학 관계자들은 모두 같은 마음가짐이었다. <作例>  
 現代社会の大学は, 世界に向けて開かれている大学にならなけれ

ばならない. 全国大学フォーラムに集まった大学関係者達は、皆同じ意気込みであった.

次に、‘III-도 되다’の機能的特徴について概観する。김민선(2005: 106)によれば、‘III-도 되다’が動詞に結合し、且つ動作主が話し手である場合、話し手が話し手自身に与える「許可」を表すと言う。김민선(2005)によって提示された以下の例文(35a)を基にこれについて考えてみよう。(35a)には具体的な文脈が与えられていないため、この場合の‘III-도 되다’が「許可」の意味を表しているのか判断が難しいところではある。‘III-도 되다’が「許可」の意味を表すのは、(35b)のように、話し手にとって外的要因となる人物からの動作実現に関する何かしらの関与が明示的な場合に限定される。よって、以下の例文(35c)のように、動作主が話し手であっても外的要因となる人物からの関与が明示的でない場合は、‘III-도 되다’が「許可」を表すことはない。この場合は「譲歩」を表すと考えられる。

- (35) a. 나는 이쪽으로 가도 돼. <김민선(2005: 106)>  
私はこっちへ行っても良い。  
b. 나는 이쪽으로 가도 돼. 아까 선생님이 허락해 주셨어. <作例>  
私はこっちへ行っても良い。さっき先生が許して下さった。  
c. 힘드실 텐데 고만두시지요. 내가 애들이랑 천천히 해도 돼요.  
<21세기 세종계획/ABE99010.txt>  
大変でしょうから、もうお止め下さい。私が子供たちとゆっくり  
やってもいいんですよ。

以下の例文(36a, b)では、‘III-도 되다’が動詞と結合し、動作主が聞き手もしくは第三者の場合であるが、ここでは動作主に対する「許可」が表されている。

- (36) a. 넌 빠져도 돼. <21세기 세종계획/BGXX0035.txt>  
お前は抜けてもいい。  
b. 죽이 싫은 사람은 밥 먹어도 돼. <21세기 세종계획/BRBZ0074.txt>  
お粥が嫌いな人はご飯を食べてもいい。

‘III-도 되다’が疑問文で用いられ、動作主が話し手もしくは第三者である場合には、動作主が行う動作の実行について聞き手に「許可」を求める事を表す。

- (37) a. 나, 뭐 좀 물어봐도 돼? <21세기 세종계획/CK0000141.txt>  
俺、ちょっと聞いてもいいかな?  
b. 일반사람도 신청해도 됩니까? <21세기 세종계획/2CG00008.txt>  
一般の人も申請してもいいですか?

なお(38a)のように、‘III-도 되다’が疑問文で用いられ、動作主が聞き手であ

る場合は、聞き手による動作の実行が「可能」であることを確認することを表す。なおこの場合、話し手は聞き手による動作実行の是非について外的要因が関わっていることを知っていることが前提となる。よって、(38b)は自然な文として成り立つが、(38c)は不自然である。

- (38) a. 아빠, 우리랑 같이 저녁 잡숫고 가셔도 돼요?

<21세기 세종계획/CE000070.txt>

お父さん、私達と一緒に夕食を召し上がっていってもいいですか？

- b. 아빠, 우리랑 같이 저녁 잡숫고 가셔도 돼요? 사무실 가야 하는 시간이 지난 거 같은데요. 다들 기다리실 텐데요. <作例>  
お父さん、私達と一緒に夕食を召し上がっていってもいいですか？ 事務所に行く時間は過ぎたみたいですが。皆さんお待ちになさってるはずですけど。

- c. ?아빠, 우리랑 같이 저녁 잡숫고 가셔도 돼요? 우리랑 같이 먹기 싫다면서. <作例, 不自然>  
お父さん、私達と一緒に夕食を召し上がっていってもいいですか？ 私達と一緒に食べるのは嫌だって言ってたのに。

また、「III-도 되다」に否定形式が先行した場合には、動作主による動作の実行が「必然でないこと」を表す。

- (39) a. 걱정하지 마라. 난 떠나지 않아도 돼.

<21세기 세종계획/2BGXXX24.txt>

心配するな。俺は離れなくてもいいんだ。

- b. 너희들을 지켜주는 이 엄마가 있으니깐 너희들은 걱정하지 않아도 돼. <21세기 세종계획/CG000209.txt>  
お前達を守ってやるこの母さんがいるから、お前達は心配しなくてもいい。
- c. 이 경우 주가지수연계증권펀드 투자자는 세금을 내지 않아도 됩니다. <21세기 세종계획/7BA03E03.txt>  
この場合、株価指数連係証券ファンドの投資者は税金を払わなくともいいんです。

続いて、「III-야 되다」について概観することにする。안병일(2009: 57)によれば、以下の例文(40a)が示すとおり、「III-야 되다」は話し手自らの意志が現れない場合に用いられる。(40a)では、「学校に行く」という動作が動作主である話し手の内的要因ではなく、外的要因である「教授」からの拘束力によって実現されるようとしている。動作主に対する外的要因からの拘束力が働いていることは、例文(40b, c)においても同様に確認することが出来る。(40b)の場合は、「守るべき予定」という外的要因が聞き手を対象に拘束力を発揮しており、(40c)では、「宇宙的なエネルギー」という外的要因が「人全般」を対象に拘束力を発揮している構図が窺える。このように「III-야 되다」が平叙文で用いられた場合は、何かしらの外的要因によって動作主による言及内容の実行が「必

然であること」を表すと言える。

- (40) a. 나는 (오늘 교수님께서 불러서) 학교에 가야 된다.

<안병일 (2009: 57)>

私は(今日, 教授が呼んだので) 学校に行かなければならない.

- b. 너도 나갈 시간 됐잖아. 도서관 가야 돼.

<21세기 세종계획/BREO0329.txt>

あんたも出て行く時間になったんじゃないの. 図書館に行かない  
と.

- c. 모순과 역설이 우주적인 에너르기입니다. 사람도 그것을  
체현해야 돼요. <21세기 세종계획/3BH40010.txt>

矛盾と逆説が宇宙的なエネルギーです. 人もそれを体現しなけれ  
ばなりません.

なお, 'III-야 되다'が疑問文で用いられた場合は, 言及内容の実行が「必然であること」を聞き手に確認する内容を表す。

- (41) a. 우리도 남는 게 없는데 꼭 상납해야 됩니까?

<21세기 세종계획/2CE00001.txt>

私たちにも残るもののが無いのにどうしても 上納しなければいけな  
いのですか?

- b. 오빠, 꼭 여기서 일해야 돼? <21세기 세종계획/2CE00001.txt>  
お兄ちゃん, どうしても ここで働くべきやだめなの?

- c. 이런 일도 검찰의 허가가 나야 됩니까?

<21세기 세종계획/BREO0088.txt>

こんなことにも 検察の許可がおりないといけないのですか?

また安병일 (2009: 57-58) の記述にもあるように, 'III-야 되다'には'III-某某'が先行することが可能であり, この場合は, 実行されるべきであった言及内容が実際には不履行に終わったことに対する「後悔」を表す。

- (42) a. 니네가 반대할 때 그 말을 들었어야 돼.

<21세기 세종계획/2CG00007.txt>

お前が反対した時に, あの言葉を 聞いておくべきだった.

- b. 니가 직접 봤어야 되는 건데. <21세기 세종계획/2CJ00055.txt>  
お前が 直接見ておくべきだったのに.

- c. 그 훈련장을 폐쇄했던지 훈련장을 옮기든지 하는 것은 우리  
정부가 결정해서 미국하고 교섭을 했어야 돼요.

<21세기 세종계획/3BN20002.txt>

その訓練場を閉鎖しておくとか, 訓練場を移すとかということ  
は, 我が政府が決定し, アメリカと 交渉をするべきでした.

上で概観したとおり, 'II-면 되다', 'II-면 안 되다', 'III-도 되다', 'III-야 되다'は, 言及内容の参加者(動作主)を取り巻く外的要因に関連付けて, 言及内

容の実行または不履行について述べる拘束的モダリティの機能を有する分析的形式である。‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’に‘III-느-’が後続せず、叙述形語尾が接続した場合、言及内容の実行または不履行は発話時の段階では実際にはまだ実現された出来事としてとらえられない(未実現の出来事として捉えられる)という特徴を有する。

‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’はいずれも以下の例文(43a~d)が示すとおり、‘I-더-’の後続が可能である。これは、‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’を用いて表される内容が動作主による動作を中心とした出来事を述べるものであり、このような出来事は話し手の直接経験を通じて観察が可能な対象になり得るということを意味している。

なお、‘II-면 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-도 되다’, ‘III-야 되다’が‘I-더-’と結合した場合、言及内容の実行もしくは不履行は実際に話し手が直接経験したこととして捉えられる。これは、話し手の視点を過去へ移し、直接経験を基にした言及内容の事実性に対する証拠の裏付けを行う‘I-더-’の機能に影響を受けた結果であると考えられる。

- (43) a. 그 여자가 시키는 대로만 하면 되더라. 난 그녀 덕분에 성공했어. <作例>  
その女が命ずるとおりにさえすれば良かったよ。私は彼女のおかげで成功した。
- b. 예약 후 3일을 넘어서 취소를 하면 안 되더라고. 나 저번에 이것 때문에 위약금을 냈지. <作例>  
予約後3日を過ぎてキャンセルをしてはいけなかつたんだよ。俺はこの前このせいで違約金を払つたよ。
- c. 그 방법 대신에 이 방법을 써도 되더라. 김 박사의 실험 결과가 그것을 증명했어. <作例>  
その方法の代わりに、この方法を使っても良かったよ。キム博士の実験結果がそれを証明したよ。
- d. 그 사이트에서 각종 서비스를 제공받으려면 유료회원 등록을 해야 되더라. <作例>  
そのサイトで各種のサービスを受けるには有料会員の登録をしなければならなかつたよ。

### 3. 2. 2. 4. 意志的モダリティの機能を持つ分析的形式の場合

ここでは、意志的モダリティ(volitive modality)<sup>19)</sup>の機能を持つ‘I-고 싶다’及び‘II-려고 하다’の機能的特徴について概観した後、‘I-더-’との結合現象について考察を行うこととする。

まずは、‘I-고 싶다’の機能的特徴について概観する。안주호(2006)での記述にあるとおり、‘I-고 싶다’は主体の「希望」を表す機能を持つ。以下の例文(44a, b)が示すように、‘I-고 싶다’は平叙文では言及内容を実行しようとする話し手の「希望」を表し、疑問文では言及内容の実行について聞き手の「希望」

を確認する内容を表す。なお、(44c)が表すように、「I-고 싶어하다」の形式をとる場合には、第三者の「希望」を表すことが出来るが、本稿ではこれについては考察の対象から外すこととする。

- (44) a. 나는 언니와 새로운 관계를 시작하고 싶어요.

<21세기 세종계획/CE000024.txt>

私はお姉さんと新しい関係を始めたいです。

- b. 너, 학경도 쪽으로 가 보고 싶냐?

<21세기 세종계획/2BEXXX21.txt>

お前、咸鏡道のほうへ行ってみたいのか?

- c. 딸은 동양화과(이화여대)를 들어갔는데 복수 전공으로 하고 있는 광고디자인 쪽으로 일하고 싶어해요.

<21세기 세종계획/3BB00D04.txt>

娘は東洋画学科(梨花女子大)に入ったんですが、複数専攻としてやっている広告デザインのほうで働きたがっています。

また、以下の例文(45a, b)では、「I-고 싶다」に否定形式が先行しているが、(45a)の場合は言及内容の不履行を話し手が「望んでいる」ことを表し、(45b)では言及内容の不履行を「望んでいること」について話し手が聞き手に確認をしている。

- (45) a. 비가 와서 꼼짝을 안하고 싶다.

<21세기 세종계획/BREO0295.txt>

雨が降っているので、動きたくない。

- b. 나, 안 보고 싶어요? <21세기 세종계획/CK000141.txt>  
私に会いたくないんですか？

なお、収集した例文の中には以下の(46a, b)のように、形容詞や指定詞に「I-고 싶다」が後続するものも確認することが出来た。(46a, b)のように形容詞や指定詞に後続するのは、「I-고 싶다」の規範的な使用から逸脱するものの、この場合の「I-고 싶다」も「幸せでありたい」や「大切な存在でありたい」といったように主体の「希望」を表していると言える。

- (46) a. 내 생각 같아서는 위대한 문학자가 되느니보다 차라리 인간으로서 행복하고 싶다. <21세기 세종계획/2CC00104.txt>

私の考えでは、偉大な文学者になるよりは、むしろ人間として幸せでありたい。

- b. 그에게 소중한 존재이고 싶었다. <21세기 세종계획/2BH9347.txt>  
彼にとって大切な存在でありたかった。

上の(46a, b)のような例を除けば、「I-고 싶다」が主体の「希望」を表すのは、意志動詞と結合し、当該の意志動詞が過去形でない場合に限定される。この現象は、「I-고 싶다」が未実現の言及内容を対象にのみ作用することを意味する。よって、以下の(47a, b)は非文である。

- (47) a. \*나는 언니와 새로운 관계를 시작했고 싶어요. <作例, 非文>  
 b. \*너, 학경도 쪽으로 가 왔고 싶냐? <作例, 非文>

続いて, ‘II-려고 하다’の機能について概観することにする。Wymann(1996)及び한송화(2000)によれば, ‘II-려고 하다’は「意志」を表す機能を持つ。以下の例文(48a~c)が示すとおり, ‘II-려고 하다’は未実現の言及内容の実行についての「意志」を表す。

- (48) a. 나는 이 이야기의 마지막 부분이 될 기적의 현장으로 독자 여러분을 안내하려고 한다. <21세기 세종계획/2BEXXX20.txt>  
 私はこの話の最後の部分になる奇跡の現場へと読者の皆さんを案内しようと思う.  
 b. 집에 있으라고 했는데 외출하려고 하는구나.  
 <21세기 세종계획/6BG00006.txt>  
 家にいろと言ったのに, 外出しようとするんだね.  
 c. 이런 사람일수록 이익이 될 일이면 양보 없이 덤벼들면서 자기 욕심을 채우려고 한다. <21세기 세종계획/BRBB0064.txt>  
 こういう人ほど利益になることであれば, 譲歩無く飛びかかりつ自分の欲望を満たそうとする.

なお, ‘II-려고 하다’が疑問文で用いられる場合には, 主体が話し手になることはなく, 言及内容の実行について聞き手もしくは第三者の「意志」を聞き手に確認する内容を表す。

- (49) a. \*내가 집에 가려고 합니까? <作例, 非文>  
 b. 아니, 내가 잘못하는 것도 없는데 자꾸 때리려고 합니까?  
 <21세기 세종계획/CE000074.txt>  
 いや, 私が間違ったことも無いのに, しきりに叩こうとするのですか.  
 c. 그렇게 말하는 아드님들은 왜 가치 있는 땅을 처분하시려고 합니까? <21세기 세종계획/CE000074.txt>  
 そんな風に話す息子さん達は, どうして価値のある土地を处分なさろうとするのですか.

また, ‘II-려고 하다’に否定形式が先行した場合は, 以下の例文(50a, b)が示すように, 言及内容の不履行を徹底する主体の「意志」を表す.

- (50) a. 우리가 하는 전도 사업이 비난을 받지 않기 위해서 우리는 사람들의 비위를 상하게 하는 일은 조금도 하지 않으려고 합니다. <21세기 세종계획/CH000004.txt>  
 我々が行う伝道事業が批判を受けないために, 我々は人々のしゃくにさわるようなことは, 少しもしないようにします.  
 b. 그녀는 한국에서 자신에 관해 보도되는 기사나 소문을

의식적으로 들지 않으려고 한다.<21세기 세종계획/3BB00D06.txt>  
彼女は、韓国で自分に関して報道される記事や噂を意識的に聞かないようにしている。

上述のように、「II-려고 하다」が「意志」を表すのは、意志動詞と結合し、当該の意志動詞が過去形でない場合に限定される。この現象は、「II-려고 하다」が未実現の言及内容の実行または不履行について動作主の「意志」に関連付けながら述べるモーダルな機能を持っていることを意味する。よって、以下の例文(51a~c)は非文である。

- (51) a. \*나는 이 이야기의 마지막 부분이 될 기적의 현장으로 독자 여러분을 안내했으려고 한다. <作例, 非文>  
b. \*아니, 내가 잘못하는 것도 없는데 자꾸 때렸으려고 합니까? <作例, 非文>  
c. \*이런 사람일수록 이익이 될 일이면 양보 없이 덤벼들면서 자기 욕심을 채웠으려고 한다. <作例, 非文>

‘I-고 싶다’と‘II-려고 하다’は、いずれも未実現の内容を対象に主体に内在する要因に関連するという点で類似した特徴を有するが、両形式は言及内容の実現に関してそれぞれ異なる局面を表す。以下の例文(52)が示す場面では、「I-고 싶다」と副詞の‘이제(もう)’との共起が容認されない。一方、「II-려고 하다」は副詞の‘이제(もう)’との共起が可能である。これは、「II-려고 하다」が言及内容の実行を開始する局面を表し得るのに対し、「I-고 싶다」は実行開始より以前の局面、すなわち実行を望むことを主体の心の中に留めている段階を表すのに過ぎないことを意味する。

- (52) (状況：AとBは通話中である。Bが出掛けの準備をした後、玄関のドアを開ける瞬間、Aが‘언제 출발해?(いつ出発するの。)’と問いかけ、Bは次のように答える。)  
a. \*이제 가고 싶어. <作例, 非文>  
    もう行きたいよ.  
b. 이제 가려고 해. <作例>  
    もう行こうと思うよ.

また、「II-려고 하다」の興味深い点は、以下の例文(53a, b)のように、無情物が主体の場合でもその使用が可能である点である。この場合の‘II-려고 하다’は、当然のことながら「意志」を表すことは無く、当該の言及内容が「すぐさま実現しそうな様子」を表している<sup>20)</sup>。한송화(2000)および박덕유(2003)では、この場合の‘II-려고 하다’について予定相の機能を有すると述べている<sup>21)</sup>。このような予定相的な機能的特性は、上の(52)で確認した言及内容の実行開始の局面を表す‘II-려고 하다’の機能的特性と通ずるものがある。

- (53) a. 자꾸 눈물이 나오려고 한다. <21세기 세종계획/BRGO0341.txt>  
    しきりに涙が出そうになる。

b. 하늘 동쪽에 붉은 해가 솟아오르려고 한다.

<21세기 세종계획/7BH03026.txt>

空の東側に赤い太陽が差し昇ろうとしている。

意志的モダリティーの機能を持つ‘I-고 싶다’と‘II-려고 하다’は、以下の例文(54a, b)が示すとおり、‘I-더-’との結合が可能である。これは、‘I-고 싶다’または‘II-려고 하다’によって表される主体の「希望」または「意志」が話し手によって直接経験が可能な観察の対象になるからである。‘I-더-’と結合した‘I-고 싶다’または‘II-려고 하다’によって表されるのは、過去のある時点における動作実現のための動作主の「希望」または「意志」である。当該の動作が実際に実現したかどうかについては、明示的に言及することはないが、動作主体に動作実行についての確固たる「希望」または「意志」が存在したことについては事実として認識される。これは‘I-더-’による証拠性の機能的特性の影響を、‘I-고 싶다’および‘II-려고 하다’が受けた結果であると考えられる。

(54) a. 그 당시엔 정말 죽고 싶더라. <21세기 세종계획/4BJ00001.txt>

その当時は本当に死んでしまったかったよ.

b. 처음에 이쪽 신분을 몰라 좀처럼 연락처를 가르쳐주지 않으려고 하더군요. <21세기 세종계획/BREO0308.txt>

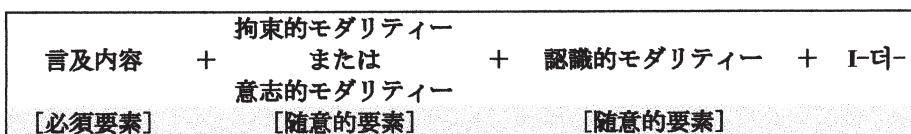
最初はこちらの身分が分からず、なかなか連絡先を教えてくれようとしませんでしたね.

#### 4. ‘I-더-’の役割

‘I-더-’は、話し手の直接経験を通じて得た情報を基に、言及内容の裏付けを行う機能を持つ。よって、その作用対象は‘I-더-’と調和が可能なものでなければならない。第3章における考察を通じて、‘I-는 법이다’および‘II-ㄹ 것이다’は、機能的な面で‘I-더-’との齟齬が生じ結合が成り立たないこと、また一方では、‘I-더-’との機能的面での調和さえ可能であれば、拘束的モダリティー、意志的モダリティー、認識的モダリティーの機能を持った各種文法形式と‘I-더-’の結合が可能であることを確認した。

‘I-더-’の作用領域を図式化すると、以下の(55)のようになる。この図式が示すとおり、‘I-더-’を使用するためには、観察の対象となる言及内容の存在が必須である。言及内容は用言を中心として構成され、状態や動作等を表す文の中核的部分であると言える。

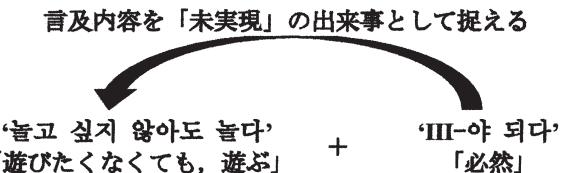
#### (55) ‘I-더-’の作用領域



言及内容は、後続する文法形式の機能的特性にしたがって、その性質が変化するのが一般的である。モダリティーに関連付けて例を示すと、拘束的モダリティーや意志的モダリティーの機能を有する文法形式が、言及内容に後続した場合、言及内容は「未実現」の特性を持つことになる<sup>22)</sup>。これは拘束的モダリティーや意志的モダリティーが、未実現の動作の実行または不履行について述べる機能を持っており、これらの文法形式に先行する言及内容の性質を決定付けてしまうからに他ならない。

(56) a. [言及内容 + 拘束的モダリティー]

놀고 싶지 않아도 놀아야 된다. <21세기 세종계획/6BG00006.txt>  
遊びたくなくても、遊ばなければならぬ.

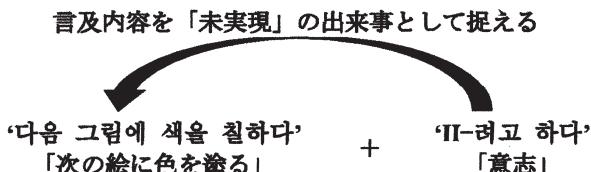


b. [言及内容 + 意志的モダリティー]

다음 그림에 색을 칠하려고 한다.

<21세기 세종계획/2CC00039.txt>

次の絵に色を塗ろうとする.



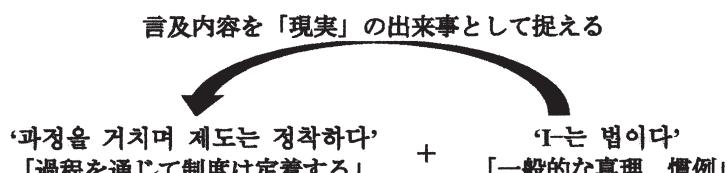
また別の例を示せば、言及内容に‘I-는 법이다’のような認識的モダリティーの機能を持つ文法形式が後続した場合、言及内容は「現実性」の特性を持つことになるが、これとは対照的に、‘II-ㄹ 것이다’のような推量的認識的モダリティーの形式が後続した場合は、言及内容の性質は「不確定」の特性を持つことになる。

(57) a. [言及内容 + 認識的モダリティー]

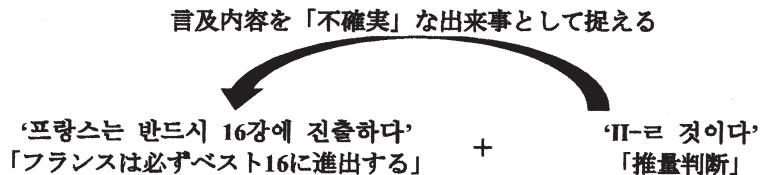
과정을 거치며 제도는 정착하는 법이다.

<21세기 세종계획/4BA99E08.txt>

過程を通じて、制度は定着するものである.

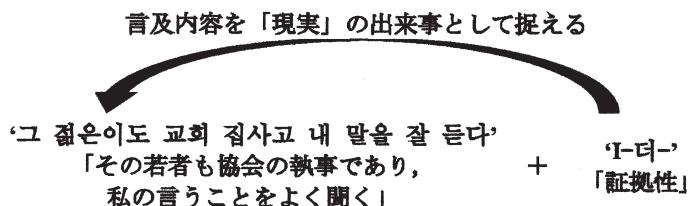


- b. [言及内容 + 認識的モダリティ]
- 프랑스는 반드시 16강에 진출할 것이다.  
 フランスは必ずベスト16に進出するだろう.
- <21세기 세종계획/6BA02A06.txt>



再び、焦点を‘I-더-’に当てて考えて見ることにする。言及内容に‘I-더-’が後続する場合、‘I-더-’の機能的特性の影響を受け、言及内容は「現実性」の特性を持つことになる。これは言うまでも無く、直接経験に基づき証拠性を提示する‘I-더-’の機能により、観察の対象が話し手にとって現実のものとして認識されるからに他ならない。

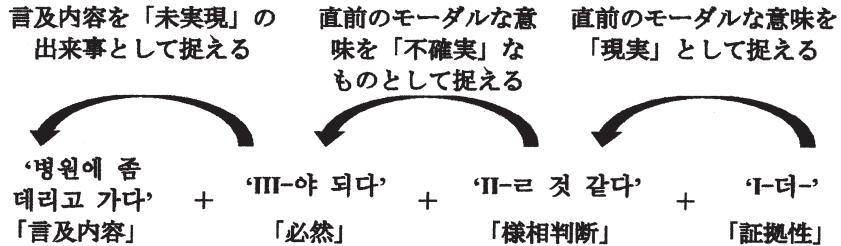
- (58) [言及内容 + 証拠性]
- 그 젊은이도 교회 집사고 내 말을 잘 듣더라.  
 その若者も教会の執事であり、私の言うことをよく聞いていた。
- <21세기 세종계획/2CE00012.txt>



‘I-더-’にモーダルな形式が先行する場合、「I-더-」の機能的特性の影響はモーダルな形式にも現れる。但し、「I-더-」は、あくまでもこれに直接的に先行する形式に対してのみ作用する。例えば、以下の例文(53)において、「I-더-」が「現実性」の特性を付与できるのは、直接先行する‘II-ㄹ 것 같다’に対してのみであり、言及内容の‘병원에 좀 데리고 가다’およびこれに後続する‘III-야 되다’に対してではない。その証拠に、この例文は「ちょっと病院に連れて行ってみる」という動作が、実際に実行されたかどうかについては述べられていないし、また、そのような動作の実行が「必然」であったのかについて、話し手が完全たる確信を持っているわけではない。

- (59) [言及内容 + 拘束的モダリティ + 認識的モダリティ + 証拠性]
- 병원에 좀 데리고 가봐야 될 것 같더라.
- <21세기 세종계획/CE000067.txt>

病院にちょっと連れて行ってみなければならないようだったよ.



ここまで見てきたように、「I-de-」は一部のムード形式との結合が可能であり、その機能的特徴に基づいて、先行するムード形式によって表される意味に「現実」の特性を付与する。この現象は、朝鮮語のモダリティ一体系の一部を担うものに過ぎないが、この現象を通じ、朝鮮語における各種のモーダルな意味が、様々な分析的形式および先語末語尾によって何通りにも表されるものであることが予想される。朝鮮語のモダリティーの全体像の解明には、先語末語尾のみならず、分析的形式についての考察が不可欠であると再認識した次第である。

## 5. おわりに

本稿では、朝鮮語におけるモダリティーと証拠性の機能的な面での関わりについて「I-de-」を中心に考察を行った。本稿の考察を通じて、先行研究による「I-de-」の機能的特徴についての見解の補完、およびムード形式との結合現象の成立の是非、およびその理由についてある程度明らかにすることが出来た。

朝鮮語のモダリティー研究の発展のためには、モーダルな分析的形式に対する考察、およびモダリティーと証拠性との相関関係の解明が必須である。本稿では、「I-de-」と幾つかのムード形式に絞って考察を展開したのみであり、今後は考察の対象となる範囲を広め、本稿での考察結果の妥当性について確認を行う作業が求められるであろう。また、今回は扱うことが出来なかった証拠性の機能を有する他の文法形式に対する考察や「意外性」の観点からの考察も今後取り組むべき課題であると言える。

## 《注》

- 1) 本稿における「モダリティー」という用語は意味論範疇としての‘modality’に対する訳語である。なお、文法範疇としての‘mood’に対する訳語は「ムード」とする。
- 2) 本稿において、‘I’, ‘II’, ‘III’はそれぞれ第I語基、第II語基、第III語基であることを意味する。語基については菅野他(1991: 1009–1017)を参照した。
- 3) 高地(2016: 65)における説明にしたがい、本稿では「証拠性」という用語を「話し手による言及内容が事実であることを裏付けるための情報の出処を表示する文法的手段」を意味するために用いる。但し、本文でも述べているように、朝鮮語の‘I-더-’は証拠の入手経路を文脈的にしか説明することが出来ないという特徴を持つ。
- 4) 本稿における「ムード形式」とは、モダリティーの機能を有する特定の文法形式のことを言う。朝鮮語には以下のようなムード形式が存在すると考えられる：蓋然性接尾辞の‘I-겠-’、モーダルな分析的形式、終止形語尾、連体形語尾、名詞形語尾。
- 5) 本稿における「認識的モダリティー」という用語は、モダリティーの下位分類の1つであり、言及内容の蓋然性の高低について話し手の主観的判断を通じて表すものを意味する。なお、Halliday & Matthiessen(2004: 116)によれば、蓋然性の程度は「確然」、「蓋然」、「可能」の3つの等級に区別されると言う。
- 6) 장경희(1985)及び박재연(2006)における「モーダルマーカー」とはモーダルな機能を持つ一部の文法形式のことであり、‘I-겠-’, ‘I-더-’, ‘I-네’, ‘I-구나’, ‘I-지’等がこれに該当する。
- 7) Lee(2011: 292–293)によれば、「証拠性の文法範疇を有する言語では、証拠の入手経路によって対応する文法形式が異なるのが一般的である」と言う。例えば以下の(i)のタリアナ語(Tariana)の場合、証拠性の形態素は文の形成上で必須の要素であり、話し手が情報をどのように入手したのかによって異なる形式を使用する。

(i) タリアナ語の証拠性に関する事例 <AIKENVALD (2004:

2)>

- a. Juse ifida di-manika-ka. (情報の出処：視覚)  
「ジュゼはサッカーをした。」
- b. Juse ifida di-manika-mahka. (情報の出処：聴覚)  
「ジュゼはサッカーをした。」
- c. Juse ifida di-manika-nihka. (情報の出処：視覚的証拠からの推量)  
  
「ジュゼはサッカーをしたのだろう。」
- d. Juse ifida di-manika-sika. (情報の出処：既知情報からの推量)  
「ジュゼはサッカーをしたのだろう。」

- 8) ‘III-느-’及び‘I-겠-’がそれぞれ表す機能については、菅野他(1991)による記述を参考した。
- 9) 다카치(2014: 344)で指摘しているように、本来は認識的モダリティーの機能を持つ形式同士が例外的に結合する現象が存在する。規範的には、認識的モダリティーを表す文法形式は、1つの文において1つの形式のみの出現で事足りる。しかしながら、実際には次の例文(i)のように認識的モダリティーの重複現象が起こり得る。この問題については、更なる考察が必要であるが、後続する形式は話し手の主観的判断を表しておらず、先行する形式によって表される話し手の主観的判断を直説的に述べず、迂言的に述べるために一種の語用論的用法として解釈すべきではないかと思われる。(iia)における‘II-ㄴ 것 같다’を省略した(iiib)は自然な文として成り立つが、(iia)に比べて話し手の主観的判断をより率直に伝達している。

(ii) a. 아마도 그가 정말로 좋아했던 모양인 것 같았다.

<21세기 세종계획/2BNXXX06.txt>

おそらく彼が本当に好きだったように思われた。

b. 아마도 그가 정말로 좋아했던 모양이었다.

<作例>

おそらく彼が本当に好きだったようだった。

- 10) 朝鮮語において意外性を文法範疇として設定することに関し, 송재목(2015)では批判的見解が示されている。
- 11) 菅野(2006: 172-174)によれば, 分析的形式(analytic forms)とは総合的形式(synthetic forms)と概念的対立を成す形態論的単位であり, 総合的形式が1つの単語内部の語形変化による文法的機能を持つのに対し, 分析的形式は2つ以上の単語にまたがって一定の文法的機能を表す形式のことを言う。
- 12) 菅野他(1991: 1040)によれば, 命令法と勧誘法を取り得る動詞は意志動詞と呼ばれ, 取り得ない動詞は無意志動詞と呼ばれる。
- 13) 連体形語尾'I-는'の機能的特徴については, 다카치(2008: 641-644)を参照した。
- 14) 第2回朝鮮語及び周辺諸言語研究会において, 浜之上幸先生から'I-는 법이다'には時間的局所限定性(temporal localization)の特性が無いとのご指摘を頂いた。時間的局所限定性の特性を持たないということは, 'I-는 법이다'が, ある事態が「特定の時間的期間における特定の顕在的な場」に存在していないということを意味する。これは'I-는 법이다'の意味的特徴を顕著に表すものであると言える。
- 15) 本文における例文(15a~c)について, 韓国語の文は全て野間(1990: 28-29)から引用した。また, (15a)における「推量」の用法としての日本語訳, (15b)における「意志」の用法としての日本語訳, (15c)における「意志」の用法としての日本語訳はいずれも野間(1990: 28-29)のものをそのまま引用した。なお, (15a)における「意志」の用法としての日本語訳, (15b)における「推量」の用法としての日本語訳, (15c)における「推量」の用法としての日本語訳は全て筆者によって付け加えられたものであることを述べておく。
- 16) 「直喻(simile)」に関する説明は, 本文における三木(2012)からの引用に任せることにして, ここでは「隠喻(metaphor)」, 「提喻(synecdoche)」, 「換喻(metonymy)」について松本他(2003: 76-83)による説明を引用する。まず, 「隠喻」とは「2つの事象・概念の何らかの類似性に基づいて, 一方の事物・概念を表す形式を用いて, 他方の事物・概念を表す比喩」のことを言う。続いて, 「提喻」とは「より一般的な意味をもつ形式を用いて, より特殊な意味を表す, あるいは逆により特殊な意味をもつ形式を用いて, より一般的な意味を表す比喩」のことを言う。最後に, 「換喻」とは「2つの事物の外界における隣接性, さらに広く2つの事物・概念の思考内, 概念上の関連性に基づいて, 一方の事物・概念を表す形式を用いて, 他方の事物・概念を表す比喩」のことを言う。
- 17) 本文の例文(21a~c)について, 審査委員から副詞の‘마치(まるで)’を取り除いた場合を問題視するご意見を頂いた。副詞の‘마치(まるで)’を取り除き, 代わりに副詞の‘아마도(おそらく)’を共起させた場合, (21a)は前文によって提示された状況に根拠をおいた話し手の「推量」を表す文として解釈され, これはこれで自然な文として成り立つ。また(21b)及び(21c)の場合はいずれも文脈上不自然な文になる。
- 18) Palmer(2001: 1-7)によれば, 拘束的モダリティとは, 現実化されていない潜在的な出来事が実現されるための要因が動作主にとって外的なもの, すなわち「義務」や「許可」に関連するものである。すなわち, 動作主による動作実現に関して外的拘束力が働く場合のモーダルな機能に関するものが拘束的モダリティであると言える。
- 19) 本稿における意志的モダリティとは, van der Auwera & Plungian(1998: 80)において主張された参加者内的モダリティ(participant internal modality)の内, 「希望」, 「意志」といったように動作主の内的要因による動作実現に対する働きかけの方法に関するものに相当する。なお, 本稿では「希望」と「意志」を区別する立場を取る。前者は「ある状態や状況になることを心の中で願うこと」であり, 後者は「ある動作を行うために動作主が自発的に働きかけること」である。
- 20) Wymann(1996: 188)では, 'II-려고 하다'が無情物主語と共に起した場合, 認識的モダリティの機能を表すと述べている。しかしながら, 다카치(2014: 230)や平(2016: 14-15)において指摘するように, 'II-려고 하다'が仮に認識的モダリティの機能をもつのであれば, 「推量」や「蓋然性」といった認識的モダリティの機能を持つ他の形式との結合が成り立たなくて然るべきであるが, 実際には'II-려고 하다'は'I-겠-'や'I-는

것 같다'等と結合が可能である。実はこのような現象は'II-려고 하다'に限ったことではなく、'II-ㄹ락 말락 하다'といった分析的形式においても確認が可能なことである。'II-려고 하다'による認識的モーダルな解釈については、今後の課題として残すこととする。

- 21) 本稿は、'II-려고 하다'に予定相的な機能の存在は認めるものの、この形式がアスペクトの文法形式であると見なす立場は取らない。これに関する詳しい説明は、 [다카치 \(2014: 230-231\) を参照](#)。
- 22) 審査委員から'III-야 되다'の場合、「앞으로도 그래야 돼요。(これからもそうしなければならない。)」といった例文のように、「今実現しており、それを維持すること」を表す場合もあり得るとの指摘を頂いた。しかしながら、発話時現在に当該の出来事が実現していたとしても、話し手の認識の中では'III-야 되다'の作用対象となる出来事は未実現の出来事して見なされると考えられる。発話時以降もずっと当該の出来事が実現した状態を保つか否かは分からぬためである。

## 《参考文献》

### (日本語で書かれたもの)

- 菅野裕臣 (2006), 「朝鮮語の分析的な形について」, 『アルタイ語研究』第1号, pp. 109-124.
- 菅野裕臣他 (1991), 『コスマス朝和辞典(第2版)』, 白水社.
- 野間秀樹 (1988), 「<하였다>の研究: 現代朝鮮語の用言のmood形式をめぐって」, 『朝鮮学報』第129号, 朝鮮学会, pp. 1-73.
- 平香織 (2016), 「無情物主語を取る'-려고 하다'の特徴」, 『韓国語学年報』第12号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 1-24.
- 高地朋成 (2016), 「現代朝鮮語のモーダルな分析的形式についての基礎的研究」, 『韓国語学年報』第13号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 55-100.
- 野間秀樹 (1990), 「<할 것이다>の研究: 再び現代朝鮮語の用言のmood形式をめぐって」, 『朝鮮学報』第134号, 朝鮮学会, pp. 1-64.
- 浜之上幸 (1999), 「現代朝鮮語の目撃法語尾雜考」, 『CEO形成基礎研究費研究成果報告書: 先端的言語理論の構築とその多角的な実証』, pp. 311-338.
- 松本曜他 (2003), 『シリーズ認知言語学入門: <第3巻>認知意味論』, 大修館書店.
- 三木那由他 (2012), 「直喻の形式意味論」, 『Contemporary and Applied Philosophy』, 第3号, pp. 46-66.
- 村田寛 (1998), 「<連体形+ 것 같다>をめぐって: 現代朝鮮語のムード形式の研究」, 『朝鮮学報』第168, pp. 1-37.

### (朝鮮語で書かれたもの)

- 김민선 (2005), “‘되다’ 구문의 유형과 의미에 대한 연구”, 서울대학교 대학원 석사학위논문.
- 김진웅 (2012), “한국어 중거성의 체계: 유형론을 중심으로”, 『한국어 의미학』 제39호, 한국의미학회, pp. 101-124.
- 다카치 토모나리 (2008), “현대 한국어 관형절 어미 기능에 대한 시론”, 『언어』 제33-4호, 한국언어학회, pp. 629-664.
- 다카치 토모나리 (2014), “현대 한국어 문법적 언어의 양태체계 연구”, 고려대학교 대학원 박사학위논문.
- 박덕유 (2003), “현대국어의 예정상에 대한 고찰”, 『어문연구』 31-3, 어문연구학회, pp. 5-30.
- 박재연 (2006), 『한국어 양태 어미 연구』, 태학사.
- 박진호 (2011), “한국어에서 중거성이거나 의외성의 의미성분을 포함하는 문법요소”, 『언어와 정보사회』, 서강대학교 언어정보연구소, pp. 1-25.
- 송재목 (1998), “안랫은씨꼴 ‘-더’의 의미 기능에 대하여: 유형론적 관점에서”, 『국어학』 제32호, 국어학회, pp. 135-169.
- 송재목 (2009), “인식양태와 중거성”, 『한국어학』 제44호, 한국어학회, pp. 27-53.

- 송재목 (2015), “증거성(evidentiality)과 의외성(mirativity)”, 한국언어학회 학술대회지, pp. 47-57.
- 안병일 (2009), “한국어 의도표현 항목 교육방법 연구: ‘하다’와 ‘되다’로 구성된 의도표현 항목을 중심으로”, 경희대학교 대학원 석사논문.
- 안주호 (2006), “현대국어 ‘싶다’ 구문의 문법적 특징과 형성과정”, 『한말연구학회 학술발표 논문집』, 한말연구학회, pp. 97-110.
- 이금희(2012), “의존명사의 문법화 정도와 양태적인 의미”, 『어문연구』 155, 한국어문 교육연구회, pp. 57-89.
- 장경희 (1985), 『현대국어의 양태 범주 연구』, 탑출판사.
- 한송화(2000), “한국어 보조용언의 상적기능, 양태적 기능에 대한 연구: ‘하다’를 중심으로”, 『한국어교육』 11-2, 국제한국어학회, pp. 189-210.

(英語で書かれたもの)

- Aikhena, A. Y. (2004), *Evidentiality*. Oxford University Press.
- Ammann, A. and van der Auwera, J.(2002), Korean Modality: Asymmetries between Possibility and Necessity, in Hee-Dong Ahn and n. Kim(ed.), *Selected Papers from the twelfth International Conference on Korean Linguistics*, pp. 43-56.
- van der Auwera, J. and Plungian, V. A.(1998), Modality's semantic map, *Linguistic Typology Vol. 2.1*, pp. 79-124.
- DeLancey, S.(2001), The mirative and evidentiality, *Journal of Pragmatics vol. 3*, 371-384.
- de Haan, F. (2005), Typological Approaches to Modality. In Frawley, W., ed., *Approaches to Modality*, pp. 27-69. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Hoye, L. (1997), *Adverbs and Modality in English*, Longman.
- Lee, J. (2011), The Korean evidential -te: A modal analysis, *Empirical Issues in Syntax and Semantics 8*. pp. 287-311.
- Palmer, F. R. (1986), *Mood and Modality*, Cambridge University Press.
- Palmer, F. R.(2001), *Mood and Modality (2nd ed.)*, Cambridge University Press.
- Wymann, A. R.(1996), *The expression of modality in Korean*, Ph.D. dissertation, Universität Bern.

《コーパス》

문화체육관광부/국립국어원 (2011), 『21세기 세종계획 최종 성과물 수정판(2쇄)』.

《言語資料》

NEWSPIM (2017年3月11日), <http://www.newspim.com/news/view/20170310000387>.

티브이데일리 (2016年11月30日), <http://tvdaily.asiae.co.kr/read.php3?aid=14804583001186683019>.

## 증거성과 양태를 둘러싼 제문제

—특히 ‘I-더-’를 중심으로—

다카치 토모나리

우송대학교

본고는 현대 한국어의 ‘I-더-’를 중심으로 증거성과 양태를 둘러싼 몇 가지 문제에 대해 논의하는 것이다. 양태적 기능을 가진 문법형식과 ‘I-더-’ 간의 결합관계 성립 여부 및 그 원인을 밝힘으로써 ‘I-더-’의 기능적 특성을 살펴보는 것을 목적으로 한다.

결론부터 말하자면 ‘I-더-’의 본질적 기능은 언급 대상에 대한 직접적 증거 표시이며, 일부 선행연구에서 언급된 인식양태적 기능은 ‘I-더-’에 의하여 표현되는 것이 아니다. [언급내용 + ‘III-ㅆ-’/‘I-겠-’ + ‘I-더-’]라는 구조에 있어 ‘I-더-’의 작용 영역은 그것에 직접 선행하는 ‘III-ㅆ-’ 혹은 ‘I-겠-’이다. ‘III-ㅆ더-’ 혹은 ‘I-겠더-’의 결합이 일견 인식양태적 기능을 나타내는 것처럼 보이는 이유는 언급내용에 대한 간접적 증거를 제시하기 때문이다. 따라서 ‘I-더-’는 증거성과 관련시켜서 논의하는 것이 타당하다.

‘I-더-’의 기능적 특성은 직접적 증거를 표시하는 것이기 때문에 화자가 직접 경험한 구체적 사태를 작용 대상으로 한다. 따라서 일반적 진리나 상식을 표현하기 위한 기능을 가진 ‘I-는 법이다’, 화자의 직접적 경험에 근거한 정보를 명시하지 않는 ‘II-ㄹ 것이다’와 같은 문법형식과의 결합은 성립할 수 없다.

언급 내용에 대한 직접적 증거 표시를 하는 ‘I-더-’의 작용 영역은 직접 선행하는 형태에 한정된다. 따라서 양태적 문법형식이 2개 이상 결합하는 경우에도 ‘I-더-’에 선행하는 문법형태가 표현하는 내용에 대한 증거성을 표시하는 것에 불과하다.